

令和7年度 補助金等一覧

前 橋 市

目 次

■はじめに	1
■補助金等一覧	
1 教育・人づくり（教育・文化財・地域づくり）	2
2 結婚・出産・子育て	7
3 健康・福祉（健康・福祉・医療分野・人権）	14
4 産業振興（産業振興・農林業）	22
5 シティプロモーション（観光振興・文化・スポーツ・移住定住促進・魅力づくり） …	36
6 都市基盤（都市基盤・災害対応・防犯・交通・環境・消防）	42

はじめに

この一覧は、本市が令和7年度当初予算において予算化している「補助金等※」の内容について取りまとめたものです。

「補助金等」は本市が目指す「市民一人ひとりが個性と能力を活かし、個々に輝くことにより新しい前橋らしさを創造するまち」の実現に向けて支出していることから、それぞれの目的、対象事業、基準などの概要について公表することで、公正で開かれた市政の推進を図るとともに、市民活動等の参考としていただければと存じます。

※補助金等…市が補助事業者に対して交付する補助金、交付金、利子補給金、その他相当の反対給付を受けない給付金

1 教育・人づくり（教育・文化財・地域づくり）

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
10001	政策推進課	公立大学法人運営費交付金	公立大学法人前橋工科大学の業務の財源に充てるために必要な金額を予算の範囲内で交付する。	公立大学法人前橋工科大学	効率化対象経費（消耗品、光熱水費、修繕費、委託料等）を固定費（367,064千円）とし、効率化対象外経費を毎年度必要見込額を査定して算定する。	1,012,275	990,351	954,042
10002	政策推進課	公立大学法人前橋工科大学支援交付金	前橋工科大学の教育研究環境の向上を目的として、公立大学法人前橋工科大学に対し、交付金を交付し、学生支援、国際交流及び地域貢献並びに大学の魅力向上又は地域の活力維持に繋がる研究の充実に資する活動を支援する。	公立大学法人前橋工科大学	前年度までのふるさと納税を基金化し、そのうちの5割を上限として基金を取崩したものと及び当該年度の企業版ふるさと納税の9割5分を交付金として交付する。 ※場合により企業版ふるさと納税についても基金化し、翌年度に交付する。	7,656	6,314	6,042
10003	市民協働課	自治会連合会交付金	前橋市自治会連合会の円滑な運営及び活動を推進する。	前橋市自治会連合会	飲食経費を除く事業実施経費額。 ただし、予算額を上限とする。	363	283	363
10004	市民協働課	前橋市町内集会施設等整備費補助金	（施設整備） 自治会活動の拠点となる町内集会施設等の整備に要する経費の一部を補助し、住民相互の親睦を深め、福祉及び文化の向上を図る。 （地域対策事業） 大胡地区、宮城地区、粕川地区及び富士見地区を除く地域の緊急的課題を解決するとともに、地域の振興や住民の社会参加を促進するための基盤整備を図る。	前橋市内284自治会	（施設整備） 新築等是对象経費の2分の1、改修等は3分の1の補助。ただし、前年度の調査書や世帯数に基づく上限額あり。 （地域対策事業） 補助対象経費の5分の4以内に相当する額。ただし10万円を上限とする。	38,000	58,000	48,281
10005	市民協働課	推進地区活動費助成金	地域力の発揮により、誰もが安全に安心して暮せる地域づくりを推進するため、市民主体による地域をより良くするための取組に係る経費を助成する。	上川淵地区地域づくり協議会 他22団体	各団体からの申請による金額決定。	6,739	6,739	6,281
10006	市民協働課	自治会一括交付金	市政の円滑な運営と行政効率の向上及び高齢者の生きがいや社会参加の促進、環境美化に関する活動の推進、生涯学習活動の振興を図る。	前橋市内284自治会	1 世帯割 1世帯当たり1,500円に世帯数を乗じた額 2 人数割 1人あたり2,900円に対象となる高齢者（当該年度の4月1日現在、その年度内に満75歳以上の者）の人数を乗じた額 3 定額割 1自治会当たり、18万円	443,558	459,783	453,937
10007	市民協働課	起業等支援補助金	前橋市地域づくり分野地域おこし協力隊員が市内で起業又は事業承継するにあたり、必要な経費に対し補助金を交付することにより、協力隊員の起業等支援を行うとともに本市への定住及び市の活性化を図る。	前橋市地域づくり分野地域おこし協力隊員	補助率は対象経費の全額、 交付金額は10万円以上100万円以内とする。 千円未満の端数は切捨てた額とする。	1,000	100	0
10008	大胡支所	前橋市大胡地区地域対策事業補助金	大胡地区の地域の緊急的課題の解決や地域振興、住民の社会参加、本市の均衡ある地域づくりを推進する。	大胡地区内自治会及び関係団体	対象経費の5分の4 20万円以内	1,000	1,000	1,000
10009	宮城支所	前橋市宮城地区地域対策事業補助金	宮城地区の地域の緊急的課題の解決や地域振興・住民の社会参加、本市の均衡ある地域づくりを推進する。	宮城地区内自治会及び関係団体	対象経費の5分の4 20万円以内	1,000	1,000	1,000
10010	粕川支所	前橋市粕川地区地域対策事業補助金	粕川地区の地域の緊急的課題の解決や地域振興・住民の社会参加、本市の均衡ある地域づくりを推進する。	粕川地区内自治会及び関係団体	対象経費の5分の4 20万円以内	1,000	1,000	1,000

1 教育・人づくり（教育・文化財・地域づくり）

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
10011	富士見支所	前橋市富士見地区地域対策事業補助金	富士見地区の地域の緊急的課題の解決や地域振興・住民の社会参加、本市の均衡ある地域づくりを推進する。	富士見地区内自治会及び関係団体	対象経費の5分の4 20万円以内	1,000	1,000	999
10012	文化国際課	外国人学校通学補助金	前橋市に居住する外国人の暮らしやすいまちづくりを推進するため、外国人学校に通学する児童及び生徒の保護者に対し、その教育に関する経費の一部として補助する。	前橋市に居住し、原則として群馬県内の外国人学校に在籍する児童又は生徒の保護者	児童・生徒一律1人あたり年額32千円。年度途中に転出又は転校した場合には、月割（百円未満切捨て）。外国人学校に在籍する期間が1ヶ月に満たない場合は支給しない。	352	320	352
10013	産業政策課	前橋地区高等学校定時制通信制教育振興会運営補助金	勤労学生の学習活動支援	前橋地区高等学校定時制通信制教育振興会	団体の運営に必要な経費 上限5万円	50	75	75
10014	文化財保護課	前橋市文化財保存事業補助金	文化財の修理等や保存団体の事業に対して補助金を交付し、文化財の保護育成を図る。	指定文化財所有者	1 国庫補助金の交付を受けた事業 2 県指定された文化財、又は県が保存の必要を認める文化財 3 市指定された文化財の管理、修理、復旧その他の保存及び継承に必要な事業 4 指定された文化財以外の文化財のうち、指定に準ずる価値を有すると教育委員会が認めたものの修理その他保存及び継承に必要な事業 5 その他教育委員会が文化財の保存及び継承に必要と認める事業	1,237	2,706	1,491
10015	文化財保護課	前橋市文化財保存事業補助金（総社地区史跡愛存会）	総社地区史跡文化財説明板等設置事業に対する補助	総社地区史跡愛存会	対象経費の3分の1以内の額 上限200万円	30	30	0
10016	文化財保護課	前橋市郷土芸能連絡協議会補助金	本市の区域内に存する郷土芸能を発掘・保存・伝承し、広く市民文化の高揚を図ることを目的とする前橋市郷土芸能連絡協議会の活動を奨励する。	前橋市郷土芸能連絡協議会	30万円以内	300	300	300
10017	学務管理課	前橋市吹奏楽及び合唱コンクール等各種大会出場補助金	市内学校の児童生徒が、吹奏楽や合唱等における各種大会に学校教育活動の一環として出場する場合、保護者負担の軽減を図るとともに、各学校の吹奏楽クラブや合唱クラブのレベルの向上と、音楽教育の振興を図る。	①市立小中学校のPTA又は部活動後援会 ②市立前橋高等学校のPTA又は部活動後援会 ③群馬大学共同教育学部附属小学校及び同中学校 ④共愛学園小学校及び同中学校	対象経費より特定財源（主催者補助等）を差引いた額に、下記補助率を乗じた金額 ・市立学校：全額 ・市立以外の学校：2分の1	2,500	2,000	2,519

1 教育・人づくり（教育・文化財・地域づくり）

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
10018	学務管理課	前橋市内学校の児童生徒対外運動競技参加補助金	市内学校の児童生徒が、運動競技における関東大会以上の大会に学校教育活動の一環として出場する場合、保護者負担の軽減を図るとともに、各学校の運動部活動のレベルの向上と、学校体育の振興を図る。	①市立小中学校のPTA又は部活動後援会 ②市立前橋高等学校のPTA又は部活動後援会 ③群馬大学共同教育学部附属小学校及び同中学校 ④共愛学園小学校及び同中学校 ⑤群馬県立聾学校	対象経費より特定財源を差引いた額に、下記補助率を乗じた金額 1 市立学校(学校体育関係団体)：全額 2 市立学校(上記以外)：2分の1 3 市立前橋高等学校・群馬大学共同教育学部附属小学校・群馬大学共同教育学部附属中学校・共愛学園小学校・共愛学園中学校(学校体育関係団体)：2分の1 4 市立前橋高等学校・群馬大学共同教育学部附属小学校・群馬大学共同教育学部附属中学校・共愛学園小学校・共愛学園中学校(上記以外)：4分の1 5 群馬県立聾学校：5万円/年	5,000	6,500	5,240
10019	学務管理課	前橋市小中学校校長会に対する補助金	市立小・中・特別支援学校の校長職としての職能の向上を図るための研究会や、教育の向上と振興を図るための事業を奨励する。	前橋市小中学校校長会	50万円	500	500	500
10020	学務管理課	前橋市遠距離通学補助金	市立小学校又は中学校に通学する児童生徒の保護者の負担軽減を図り、もって義務教育の円滑な実施に資する。	①特定の地域に居住し、特定の学校へ通学するもの ②居住地から通学校への距離が基準以上のもの	1 富士見町西大河原地区 15千円/年 2 富士見町箕輪地区 小学生：4万円/年、中学生：10万円/年 3 富士見町大洞地区 小学生：6万円/年、中学生：14万円/年 4 その他の地区 公共交通機関利用有り：定期券費用の2分の1 利用無し：5千円/年	262	269	181
10021	学務管理課	前橋市PTA連合会に対する補助金	市内小学校、中学校、特別支援学校の児童生徒の幸福な成長と、PTA活動の健全な発展を目指した活動を奨励する。	前橋市PTA連合会	42千円以内	42	42	42
10022	学務管理課	前橋市内で開催される関東・全国大会等補助金	広くスポーツ実践の機会を与えることで、体力・技術の向上と充実を図るとともに、生徒の健全育成、体育・スポーツの振興及び生涯スポーツの基礎づくりを図る。	①中学校体育連盟 ②高等学校体育連盟 ③その他聾学校、盲学校等で組織する体育連盟	・群馬県の補助金額の2分の1以内 ・複数の市町村で開催する場合は、市町村の数で按分した金額を上限とする。	150	231	208
10023	学務管理課	遊び場利用推進事業に伴う遊具等購入事業補助金	市立小学校で実施している遊び場利用促進事業に対し、運営に必要な遊具等の物品購入及びブロック別研修会にかかる費用について補助金を交付することにより、遊び場の円滑な運営の推進を図る。	各小学校学校施設利用運営委員会	1 遊具等物品購入事業 均等割（23千円）＋児童数割にて算出した金額以内 2 ブロック別研修会事業 3千円以内	1,000	1,000	989
10024	学校教育課	前橋市学校交通安全連絡協議会補助金	幼児・児童・生徒を交通事故から守り、交通安全運動に寄与する活動を奨励する。	前橋市学校交通安全連絡協議会	30万円 報償費（講師謝礼や記念品代等）、会議費（資料代や茶菓代）、交通指導用具購入費、傷害保険料等とし、会員の親睦を図るための飲食や事業などは補助対象経費に含めない	300	300	225
10025	学校教育課	前橋市学校体育関係団体補助金	運動機会及び交流の場を確保し、市内の児童生徒の体力向上を図るため、前橋市中学校体育連盟および前橋市小学校体育研究会の行う事業に対し補助を行う。	①前橋市中学校体育連盟 ②前橋市小学校体育研究会	中学校体育連盟 820万円以内の額 小学校体育研究会 277万円以内の額	10,970	12,270	13,970

1 教育・人づくり（教育・文化財・地域づくり）

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
10026	生涯学習課	ビバビバクラブ事業補助金	夏休み期間中における児童の健全育成を図るために、市立小学校の施設を利用して、ビバビバクラブ事業を行う市立小学校ビバビバクラブ実施委員会に対し、事業に係る経費の一部を補助する。	市立小学校ビバビバクラブ実行委員会	実施期間が5日以上14日以下：2万円以内の額 実施期間が15日以上：7万円以内の額	210	210	70
10027	生涯学習課	前橋市青少年健全育成関係団体（前橋市VYS連絡協議会）補助金	青少年を対象に様々な体験活動の指導を行っている青年ボランティア団体である前橋市VYS連絡協議会の活動を奨励する。	前橋市VYS連絡協議会	35千円以内の額	35	35	35
10028	生涯学習課	前橋市青少年健全育成関係団体（ボーイスカウト前橋地区協議会）補助金	青少年が野外活動や奉仕活動を通して大人になるために必要なことを学んでいくスカウト活動を推進している、ボーイスカウト前橋地区協議会の活動を奨励する。	ボーイスカウト前橋地区協議会	7万円以内の額	70	70	70
10029	生涯学習課	前橋市青少年健全育成関係団体（ガールスカウト前橋市連絡協議会）補助金	青少年が野外活動や奉仕活動を通して大人になるために必要なことを学んでいくスカウト活動を推進している、ガールスカウト前橋市連絡協議会の活動を奨励する。	ガールスカウト前橋市連絡協議会	7万円以内の額	70	70	70
10030	生涯学習課	前橋市社会教育団体等補助金	社会教育団体の育成及び生涯学習推進事業の一環として、各団体の事業費を補助することにより、事業推進と研究推奨を図る。	①前橋ユネスコ協会 ②前橋市生涯学習奨励員連絡協議会	前橋ユネスコ協会 3万円以内の額 前橋市生涯学習奨励員連絡協議会 35万円以内の額	380	420	470
10031	生涯学習課	前橋市青少年育成推進員連絡協議会補助金	前橋市の青少年健全育成及び非行防止対策に係る以下の諸事業を推進、奨励する。 （１）青少年の実態を調査、把握すること。 （２）青少年の育成補導に関し、関係行政機関及び団体に協力すること。 （３）地域住民の青少年に対する関心を高め、青少年問題に対する啓発及び社会環境浄化を促進すること。 （４）青少年団体の育成援助及び青少年団体の組織化に努めること。 （５）青少年の余暇利用及び諸行事の実施に関し援助指導を行うこと。 （６）青少年の非行防止・被害防止に努めること。 （７）青少年関係団体の青少年対策における協力体制強化を図り、その活動を促進すること。	前橋市青少年育成推進員連絡協議会	362千円以内の額	362	362	362
10032	生涯学習課	前橋市青少年健全育成関係団体（ホリデーイン前橋実行委員会）補助金	こども達が敷島公園で自然と親しみ、様々な体験を通して視野の広い人間に成長できるような機会を提供するホリデーインまえばしの実施団体である実行委員会の活動を奨励する。	ホリデーイン前橋実行委員会	43万円以内の額	430	430	430
10033	生涯学習課	前橋市子ども会育成団体連絡協議会補助金	本市の子どもたちの健全育成のため、子どもたちが自ら考え成長する場である「子ども会」の支援と、「子ども会育成者」の指導を行う前橋市子ども会育成団体連絡協議会の活動を奨励する。	前橋市子ども会育成団体連絡協議会	645千円以内の額	645	645	645
10034	生涯学習課	前橋市青少年健全育成関係団体（前橋市緑の少年団）補助金	緑化運動及び環境美化運動を通じて青少年の自然を愛する心を育てるとともに、奉仕の精神や郷土愛を養う活動を行っている緑の少年団の活動を奨励する。	①市立小学校緑の少年団 ②広瀬川河畔緑の少年団	各小学校：24千円以内の額 広瀬川河畔緑の少年団：14万円以内の額	1,292	1,292	1,268
10035	生涯学習課	前橋市民展覧会補助金	本市の創作活動の成果を公募、展示し、広く市民が鑑賞できる機会を提供する展覧会の事業費の一部を補助することにより、生涯学習活動の気運を高めるとともに、一層の推進を図る。また、市民に鑑賞し易い環境を提供する。	前橋市民展覧会委員会	140万円以下の額	1,400	1,400	1,230

1 教育・人づくり（教育・文化財・地域づくり）

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
10036	生涯学習課	前橋市青少年健全育成会連絡協議会補助金	前橋市の青少年の健全育成に係る以下の諸事業を推進、奨励する。 （１）青少年健全育成に関する調査研究及び諸活動 （２）社会環境の浄化活動 （３）家庭、地域及び学校等との綿密な連携を図るための活動 （４）前橋のこどもを明るく育てるための活動	前橋市青少年健全育成団体連絡協議会	1,608千円以内の額	1,608	1,608	1,208
10037	生涯学習課	のびゆくこどものつどい事業補助金	前橋のこどもを明るく育てる活動の一環として各地区で開催される「のびゆくこどものつどい」の実施主体である地区実行委員会に対して、その活動を奨励する。	各地区ののびゆくこどものつどい実行委員会	467千円を令和7年1月末日現在の該当年齢人口（0歳～14歳）で除した額に各地区の該当年齢人口を乗じ、これに75千円を加えた額以内の額	2,192	2,192	2,009
10038	生涯学習課	魅力あるコミュニティづくり支援事業補助金	コミュニティ活動に必要な施設又は設備の整備を行うことにより、コミュニティの健全な発展を図る。	総社町立石自治会、総社町栗島自治会、城東町二丁目自治会、国領町一丁目自治会、上小出町自治会	1,300万円以内の額	13,000	13,000	5,703
10039	教育支援課	前橋市私立幼稚園・認定こども園子育てセミナー補助金	前橋市私立幼稚園・認定こども園協会の子育てセミナーの開催経費の一部を補助することで、家庭における幼児教育の向上を推進する。	前橋市私立幼稚園・認定こども園協会	子育てセミナー開催経費のうち、消耗品費・印刷製本費・通信費・旅費・報償費に対し、4万円を上限に補助	40	40	0
10040	教育支援課	前橋市青少年支援センター補導員会補助金	青少年の非行防止と健全育成を図るため、補導活動関係団体である前橋市青少年支援センター補導員会に補助することにより、街頭補導活動などの充実を図る。	前橋市青少年支援センター補導員会	補導及び啓発活動に関する事業費に対し、65千円を上限に補助	65	65	65
10041	教育支援課	前橋警察署少年補導員連絡会補助金	青少年の非行防止と健全育成を図るため、補導活動関係団体である前橋警察署少年補導員連絡会に補助することにより、街頭補導、薬物乱用を防止する社会環境づくりの推進を図る。	前橋警察署少年補導員連絡会	補導及び啓発活動に関する事業費に対し、65千円を上限に補助	65	65	65
10042	教育支援課	前橋東警察署少年補導員連絡会補助金	青少年の非行防止と健全育成を図るため、補導活動関係団体である前橋東警察署少年補導員連絡会に補助することにより、街頭補導、薬物乱用を防止する社会環境づくりの推進を図る。	前橋東警察署少年補導員連絡会	補導及び啓発活動に関する事業費に対し、65千円を上限に補助	65	65	65
10043	教育支援課	不登校支援施設利用者交通費補助金	不登校支援施設を利用している児童生徒の保護者に対し、施設を利用する際の交通費相当額を補助することで、保護者の経済的な負担の軽減を図り、多様な学びを支援する。	不登校支援施設を利用している児童生徒の保護者のうち、施設の利用期間において、生活保護を受けている又は就学援助を受けている保護者	自宅から施設までの距離に応じて、1kmあたり50円を補助（日額上限額500円、月額証言額1万円）	2,000	5,000	－
10044	教育支援課	前橋市野メダカを育てる会支援補助金	絶滅危惧種ⅠAである前橋メダカ（クロメダカ）の保護、繁殖活動並びに県民に対して、前橋メダカを深く理解してもらうための広報活動と保護するための啓発活動を推進する。	野メダカを育てる会	繁殖活動並びに保護活動に関する啓発整備、環境保全事業費に対して、25万円を上限に補助	250	250	250

2 結婚・出産・子育て

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
20001	こども支援課	養育費の保証促進補助金	ひとり親家庭の方が保証会社との間で養育費に関する保証契約を締結した際の初回保証料を補助することで、養育費の安定的な確保を促進し、また養育費未払いを防止する。	児童扶養手当支給相当の所得のひとり親であって保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結した者	交付申請日から遡って6ヶ月以内に民間保証会社に支払った初回保証料の全額（上限5万円）	150	200	30
20002	こども支援課	ひとり親家庭支援事業費補助金	ファミリー・サポート・センター事業をひとり親家庭等が利用した場合に、利用料金の一部助成事務を行う団体に対し補助をすることにより、ひとり親家庭の負担軽減を図る。	ファミリー・サポート・センター事業を受託し運営する団体	1 ファミリーサポート預かり（一般世帯） 200円/時間（非課税・生活保護世帯）400円/時間 2 病児・病後児預かり（一般世帯） 300円/時間（非課税・生活保護世帯）650円/時間	1,272	1,133	1,095
20003	こども支援課	養育費に関する公正証書等作成支援補助金	養育費に関する公正証書等作成に係る本人負担費用を補助することで、ひとり親の養育費の取決め内容の債務名義化を促進し、養育費の継続した履行確保を図る。	ひとり親家庭の父母で養育費の取り決め等に関する公正証書等の作成を行った者	養育費を規定した公正証書等の作成に要した公証手数料等の全額（上限43千円）	850	1,290	866
20004	こども支援課	こどもの大学等受験料支援補助金	経済的課題を抱えるひとり親家庭や子育て世帯に対して、大学等を受験する際の受験料を補助することにより、こどもの進学に向けたチャレンジを後押しする。	①児童扶養手当支給相当の所得のひとり親家庭 ②市民税非課税世帯 ③生活保護受給世帯	支払った大学等受験料の額（上限53千円）	37,789	37,789	－
20005	こども施設課	育休明け入所支援事業補助金	育児休業明けで復職する保護者が、安心して子育てに専念できるよう支援するため、育児休業明け途中入所を予定する施設に対し補助を行うことにより、育休明け入所を円滑に実施する。	0歳児及び1歳児の育休明け予定入所児童（前年度中に育休明け途中入所予定者として仮決定をした児童）のいる市内の民間保育園及び認定こども園	保育士雇用に係る人件費の一部として、入所予定児童の入所月までの期間、児童数に応じ、0歳児は月額31,500円、1歳児は月額15千円を補助 ただし、入所予定児童が、当該年度の6月1日までに入所申込みの取下げを行った場合は、対象から除く	68,520	91,383	68,865
20006	こども施設課	医療的ケア児保育支援事業	人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童（以下「医療的ケア児」という。）が、保育所等の利用を希望する場合に、保育所等における受け入れ体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。	市内の民間保育所、認定こども園、幼稚園を運営する法人	補助単価 1 基本分単価 （1）看護師等の配置 1施設当たり年額529万円 （2）看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合 1施設当たり 年額 495万円 （2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合、529万円を、保育士等を複数配置している場合は495万円を加算） 2 加算分単価 （1）研修の受講支援 1施設当たり30万円 （2）補助者の配置 1施設当たり223万円	21,160	16,870	－
20007	こども施設課	民設児童クラブ環境整備事業	既存の民設児童クラブにおいて、老朽化した設備の更新等を行うことにより、児童の生活の場となる放課後児童クラブの育成支援環境の充実を図る。	本市から放課後児童健全育成事業の事業委託を受けている団体	既存の民設民営児童クラブにおいて、来年度に向けて空調設備の更新等を行う事業とする。なお、対象となる事業は、事業の完了が令和8年3月31日までに完了するもの。 空調設備（エアコン）のうち、設置後13年以上が経過しているもの（2011年以前に製造したもの）を対象とする。	3,000	6,000	－

2 結婚・出産・子育て

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
20008	こども施設課	民間児童クラブ施設整備費補助金	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき策定する「前橋市子ども・子育て支援事業計画」に基づく放課後児童クラブの整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図る。	本市から放課後児童健全育成事業の事業委託を受けている団体	放課後児童クラブの整備を促進するため、社会福祉法人等が設置する放課後児童クラブの整備に要する経費を補助する。 ただし、整備を予定する放課後児童クラブについて、前橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年前橋市条例第36号）を満たしていない場合は、交付の対象外	22,068	0	0
20009	こども施設課	民間保育所施設整備費借入金利子補助金	民間保育関係施設の施設設備整備事業に対し、補助金を交付することにより入所児童に安全で快適な保育環境を確保する。	市内の民間保育所、認定こども園、幼稚園を経営する法人	返済元金については、平成16年度以前に、社会福祉施設等施設整備事業（国庫補助対象事業）として採択され、整備区分が「創設、増改築、増築、改築、拡張、分園」に該当し、福祉医療機構または群馬県社会福祉協議会から借り入れたものを対象とする。福祉医療機構からの借入は償還利子額に3分の1を乗じた額を、群馬県社会福祉協議会からの借入は償還利子額を上限とする。	40	77	121
20010	こども施設課	I C T 化推進等事業補助金	保育所等において、業務のICT化等を推進することにより、保育士等の業務負担の軽減を図り、保育士等が働きやすい環境整備を図る。	市内の民間保育所、認定こども園を経営する法人	1 業務 I C T 化のためのシステム導入 （1）次の（2）基準額と対象経費のいずれか少額と、総事業費から寄付金等を控除した額のいずれか少額に4分の3を乗じた額。 （2）基準額 A 保育に関する計画・記録機能、B 園児の登園及び降園管理機能、C 保護者連絡機能、D キャッシュレス決済機能 上記機能のうち、導入する機能数に応じて以下のとおりとする。 1機能：1施設70万円、2機能：1施設90万円、3機能：1施設110万円、4機能：1施設130万円※端末を購入しない場合は50万円減額 2 通訳や翻訳機器の導入 （1）次の（2）基準額と対象経費のいずれか少額と、総事業費から寄付金等を控除した額のいずれか少額に4分の3を乗じた額 （2）基準額 1施設15万円	9,700	1,162	0
20011	こども施設課	前橋市放課後児童クラブ送迎支援事業補助金	授業終了後に学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に、児童の安全・安心を確保するため、地域人材の活用等による送迎支援を行うことで、市域内の需要バランスの改善を図り、もって待機児童の解消を図る。	放課後児童健全育成事業を学校敷地外で実施している市内放課後児童クラブの運営団体	クラブ単位 各経費ごとの限度額を次の（1）～（3）とし、実際の費用額と比較して少ない額とします。なお、補助対象が複数ある場合は、合計した費用額と限度額507千円のいずれか少ない額 （1）人件費 507千円 （2）送迎車両燃料費 12万円 （3）タクシー代 507千円	10,902	10,902	5,145

2 結婚・出産・子育て

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
20012	こども施設課	保育士等資格取得支援事業	子ども・子育て支援新制度における新たな幼保連携型認定こども園の保育教諭等は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する者とされていることから、どちらか一方の資格を有する者に対し、もう一方の資格を取得するために要した大学、養成施設等の受講料等に要した費用を支援することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図る。	前橋市内の「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に規定する幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設を経営する者	（１）大学等の受講に要した経費 本事業の対象者1人につき、大学等の受講に要した経費及び幼稚園教諭免許状取得講習にかかる経費（大学等に支払った入 学料、受講料（授業料、教科書代及び教材費を含む。））の2分の1を補助対象とし、10万円を上限。 （２）代替職員雇上費 1日当たり7,220円	600	750	54
20013	こども施設課	安全対策事業補助金	睡眠中の事故防止のための機器の導入に必要な費用の一部を補助することにより、安全かつ安心な保育環境の確保を支援することを図る。	前橋市内の民間保育所、保育所型認定こども園及び幼保連携型認定こども園を経営する法人	安全対策を推進するために必要な機器の購入費、リース料、導入費用、及びその消費税とし、対象経費に4分の3を乗じた額。 1施設あたり375千円を上限	1,185	750	0
20014	こども施設課	第3子以後の副食費無料化事業補助金	幼児教育・保育の無償化に伴い今まで保育料の一部であった副食の提供にかかる費用が保護者負担になっていることから、前橋市第3子以後の保育料無料化事業の対象者が利用する保育施設等への補助を行うことにより、利用者の負担軽減を図る。	前橋市から教育・保育認定給付認定を受けた児童の受け入れを行う認可保育所、認定こども園及び幼稚園を経営する法人	対象保護者が扶養するこども1人につき月額4,800円を上限とする。ただし、教育標準時間認定こどもを扶養する対象者においては、補助事業者が提供する給食の実施日数単価（240円）を乗じた額（十円未満切捨て）	36,029	36,681	35,696
20015	こども施設課	民間保育所延長保育促進事業補助金	就業形態の多様化による短時間労働の増加、保護者の傷病や行事等緊急の保育需要、育児不安の増大や育児負担の軽減のための保育需要等に応え、児童福祉の推進を図る。	前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例施行規則第2条の2に規定する民間保育所	標準児童 1時間延長 年平均3人以上の利用 176万円 30分延長 年平均1人以上の利用 60万円 短時間児童 1時間延長(年平均1人以上の利用) 年額20,200円×児童数 2時間延長(年平均1人以上の利用) 年額40,400円×児童数	6,000	9,803	6,276
20016	こども施設課	こども預かりサービス補助金	認可外保育施設における保育士配置の充実及び従事職員に対する健康診断の実施等の促進を図るため、これらに要する経費を補助することにより、認可外保育施設に預けている児童の保育環境を向上させる。	認可外保育施設のうち、前橋市認可外保育施設指導監督基準に適合し要件に該当する施設	（１）保育士配置充実事業 12万円×実績月数で算出した額とし、1保育所当たり年間1,44万円を上限とする。 第1期分の上限額 84万円 第2期分の上限額 60万円 （２）従事職員健康診断実施事業 健康診断を受診した施設従事職員×4,200円	9,500	9,416	8,625
20017	こども施設課	こども預かりサービス利用料軽減補助金	認可外保育施設を利用する児童の保護者に対し、その利用料の一部を補助することにより、当該保護者の経済的負担を軽減し、もって子育てと就労の両立を支援する。	未就学の第三子以降が認可外保育施設を利用する前橋市在住の保護者。 （新2号又は新3号認定を受けていないこと。企業主導型保育施設は国の無償化対象となっていないこと。ただし、幼稚園利用者はこの限りではない。）	児童一人当たり月額27千円を限度として、保護者が実際に払った保育料の額（副食費を除く）。	10,672	11,000	11,305
20018	こども施設課	民間児童館運営費補助金	民間児童館の安定した運営を推進し、児童の福祉の増進と子育て支援を図るため。	特定非営利活動法人 すみれの会	事務運営費、土地建物賃借料、火災保険料	11,280	11,965	11,682

2 結婚・出産・子育て

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
20019	こども施設課	前橋市放課後児童クラブ土地建物賃貸借補助金	民設児童クラブの運営者に対し、当該児童クラブの設置運営に必要な土地又は建物の賃貸借に係る経費を補助することにより、安定した運営を支援する。	放課後児童クラブの運営団体（本市が放課後児童健全育成事業を委託されていない者も含む）	120万円を限度とし、以下の方法で計算した額のいずれか少額 1 1年間の賃貸借料に2分の1を乗じた額 2 登録児童数（5月1日現在）×3万円に2分の1を乗じた額	17,400	17,400	14,767
20020	こども施設課	前橋市放課後児童クラブ土地建物賃貸借補助金	民設児童クラブの運営者に対し、当該児童クラブの設置運営に必要な土地又は建物の賃貸借に係る経費を補助することにより、安定した運営を支援する。	放課後児童クラブの運営団体（本市が放課後児童健全育成事業を委託されていない者も含む）	120万円を限度とし、以下の方法で計算した額のいずれか少額 1 1年間の賃貸借料に2分の1を乗じた額 2 登録児童数（5月1日現在）×3万円に2分の1を乗じた額	17,400	17,400	14,767
20021	こども施設課	民間保育所障害児保育事業補助金	民間保育所が行う障害児保育に係る人件費及び食料費の一部を補助することにより、障害の程度を問わず、保育所への受け入れを円滑にし、心身障害児福祉の推進を図る。	市内の民間保育所を経営する法人	1 障害児保育補助 障害児の認定を受けた児童を受け入れていて、障害児の対応のために職員を障害児1人あたり0.5人以上加配している民間保育関係施設。 月額129,500円×各月初日現在の障害児数×入所月数を限度とする。 2 アレルギー児保育補助 「保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表」に基づく代替食等を調整する児童で、補助金該当の認定を受けた児童を受け入れている民間保育関係施設1人につき食料費 月額4千円。	22,198	20,348	18,038
20022	こども施設課	前橋市放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業補助金	放課後児童健全育成事業を行う者に対して、放課後児童支援員の賃金改善に必要な経費の補助を行うことにより、経験等に応じた放課後児童支援員の処遇の改善を促進（キャリアアップ）を図る。	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき放課後児童健全育成事業を行う者	交付金額は、【補助基準額】と【補助対象経費】のうち少ない額を算出し、支援単位ごとに【算出額】の合計額と【補助基準額】の合計のいずれか少額	44,671	44,671	36,425
20023	こども施設課	前橋市放課後児童支援員等処遇改善事業補助金	放課後児童健全育成事業を行う者が、放課後児童支援員等の処遇の改善に取り組むとともに、18時30分を超えて事業を行う者に対して職員の賃金改善等に必要な経費の補助を行うことにより、放課後児童健全育成事業の質の向上及び保育所との開所時間の乖離を縮小し、児童の安全・安心な居場所を確保し児童の健全育成に資する。	市内放課後児童クラブを運営する団体のうち、以下の要件を満たす団体 1 開所する時間は、平日につき18時30分を超えて開所する又は開所していること。また、長期休暇期間などについては、1日8時間以上開所する又は開所していること。 2 開所する日数は、年間250日以上開所すること。	常勤職員1人あたり30万円、非常勤職員1人あたり96千円として、各事業所における処遇改善事業の対象となる職員数を乗じた額の合計額	84,660	84,660	62,210

2 結婚・出産・子育て

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
20024	こども施設課	認定こども園延長保育促進事業補助金	保護者の勤務形態多様化や通勤時間、勤務時間の増加に伴う保育時間の延長に対応し、育児と仕事の両立を支援するとともに、児童の福祉の増進を図る。	前橋市特定教育・保育施設における保育の実施に関する規則第3条に規定する認定こども園	標準児童 1時間延長 年平均3人以上の利用 176万円 30分延長 年平均1人以上の利用 60万円 短時間児童 1時間延長(年平均1人以上の利用) 年額20,200円×児童数 2時間延長(年平均1人以上の利用) 年額40,400円×児童数	23,000	21,814	17,566
20025	こども施設課	延長保育促進事業補助金	就労形態の多様化による短時間労働の増加、保護者の傷病や行事等緊急の保育需要、育児不安の増大や育児負担の軽減のための保育需要等に応え、児童福祉の増進を図る。	市内の民間保育所、認定こども園を運営する団体	1 標準児童 1時間延長 年平均3人以上の利用 176万円 30分延長 年平均1人以上の利用 60万円 2 短時間児童 1時間延長(年平均1人以上の利用) 年額20,200円×児童数 2時間延長(年平均1人以上の利用) 年額40,400円×児童数	29,000	31,617	23,842
20026	こども施設課	前橋市放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金（月額9,000円相当賃金改善）補助金	放課後児童支援員や補助員等の放課後児童クラブで働く職員の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、3%程度（月額9千円相当）の賃金改善を図る。	本市から放課後児童健全育成事業の事業委託を受けている団体	放課後児童クラブの1支援単位ごとに、次の算式により算定された額 ※ ただし、賃金改善額及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分の合計が交付金額を下回る場合、補助対象外。 <算式> 月額11千円×賃金改善対象者数×事業実施月数	45,870	45,870	42,870
20027	こども施設課	体調不良児保育支援事業補助金	民間保育関係施設に看護師の人件費等の一部を補助することにより、児童が保育中に体調不良になった場合等に安心かつ安全な体制を確保し、緊急的な対応等の充実を図ることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図る。	市内の民間保育所、認定こども園、幼稚園を運営する法人のうち、看護師等を配置して当該事業を実施する法人	1 基本分 1か所当たり年額 450万円 ※平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度以降新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設の場合 2 改善分 1か所当たり年額 4,496千円 ※平成27年度以降新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設の場合	125,553	148,264	148,236
20028	こども施設課	保育環境充実補助金	民間保育関係施設において保育補助を行うフリーの保育士を雇用するために必要な人件費の一部を補助することにより、入所児童の処遇改善や年度途中入所児童の増加に対応するための体制を維持する。	市内の民間保育所、認定こども園、幼稚園を運営する法人のうち、保育補助等に係るフリーの保育士を雇用している法人	1 施設につき月額20万円	81,400	89,800	92,050

2 結婚・出産・子育て

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
20029	こども施設課	民間保育所施設運営補助金	保育施設の維持管理費用並びに人件費の一部を補助することにより、職員の処遇向上による保育環境の充実を図るとともに、3歳未満及び4歳以上児童の処遇の向上を図ることにより、安定的な事業運営を推進する。	市内の民間保育所、認定こども園、幼稚園を経営する法人	1 施設割補助 保育関係施設につき年額20万円 2 児童割補助 （1）1歳児 月の初日に在籍する1歳児が1人以上の保育関係施設（ただし、1歳児5人につき1人以上の保育士を置くこと。） （2）2歳児 6月1日に在籍する2歳児1人につき年額12千円 （3）4歳以上児 6月1日に在籍する4歳以上児1人につき年額3千円 3 おむつ処分費等補助 おむつの処分等を保育関係施設において行っている場合に、月の初日に在籍する3歳未満児1人につき月額200円。ただし、おむつの処分等を開始した日が月の途中である場合、交付対象は当該事業開始月の翌月分からとする。（児童1人につき400円×2分の1（官民協働））	184,027	197,240	184,706
20030	こども施設課	認定こども園障害児保育事業補助金	民間保育関係施設が行う障害児保育に係る人件費及び食材費の一部を補助することにより、障害の程度を問わず、施設への受入れを円滑にし、心身障害児福祉の推進を図る。	認定こども園を経営する法人	1 障害児保育補助 障害児の認定を受けた児童を受け入れていて、障害児の対応のために職員を障害児1人あたり0.5人以上加配している民間保育関係施設。 月額129,500円×各月初日現在の障害児数×入所月数を限度とする。 2 アレルギー児保育補助 「保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表」に基づく代替食等を調整する児童で、補助金該当の認定を受けた児童を受け入れている民間保育関係施設1人につき食材費 月額4千円。	84,000	67,688	65,059
20031	こども施設課	前橋市放課後児童クラブ障害児受入強化推進及び受入強化推進事業補助金	【障害児受入推進事業】 放課後児童健全育成事業を行う者において、障害児の受入れに必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置することで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図る。 【障害児受入強化推進事業】 放課後児童健全育成事業を行う者において、3人以上の障害児を受入れる場合に、障害児の受入れに必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を障害児の数に応じて1名以上配置することで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図る。	放課後児童健全育成事業を行う者	放課後児童クラブの支援の単位ごとに、障害児の利用登録があった又は利用見込みであった各月の【補助上限額171,590円】と【補助対象経費】のいずれか少ない額 ただし、1支援の単位ごとの年間の補助上限額は2,059千円とし、百円未満の端数は切捨て	220,945	220,945	67,713

2 結婚・出産・子育て

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
20032	こども施設課	一時預かり事業補助金	就労形態の多様化による短時間労働の増加、保護者の傷病や行事等緊急の保育需要、育児不安の増大や育児負担の軽減のための保育需要等に応え、児童福祉の推進を図る。	市内の民間保育所、認定こども園、幼稚園を運営する法人	年間延べ利用児童数 補助金額（年額） 300人未満 2,833千円 300人以上900人未満 3,105千円 900人以上 別途協議 平日 400円×利用人数 長期休み 8時間未満 400円×利用人数 8時間以上 800円×利用人数 休日 800円×利用人数 ※利用人数、利用時間延長等により単価変更有り	128,000	122,305	119,248
20033	こども施設課	認定こども園施設運営費補助金	民間保育関係施設の施設設備整備事業に対し、補助金を交付することにより入所児童に安全で快適な保育環境を確保する。	市内の認定こども園を経営する法人	施設整備費に4分の3を乗じた額を上限とする。	427,178	153,244	134,510
20034	こども施設課	民間保育所施設整備補助事業	民間保育関係施設の施設設備整備事業に対し、補助金を交付することにより入所児童に安全で快適な保育環境を確保する。	市内の民間保育所を経営する法人	施設整備費に4分の3を乗じた額を上限とする。	432,663	258,991	24,697
20035	こども施設課	国立大学附属幼稚園及び新制度未移行幼稚園における副食費補助金	幼児教育・保育の無償化に伴い、認定こども園・保育所等において年収360万円未満相当の世帯や全所得階層の第3子以降を対象に副食費が免除されることに係り、公平の観点から、国立大学附属幼稚園及び新制度未移行園における副食費についても同じ趣旨の補助を行うことで利用者の負担軽減を図る。	市内の国立大学附属幼稚園又は新制度未移行園のうち、保護者とともに前橋市内に住所を有することもが在籍する園	在園することも及び保護者が副食費徴収免除対象要件に該当する場合における当該こども分の副食費について、幼稚園等が免除措置を講じる場合、こども1人あたり月額4,800円を上限に補助する。	918	918	492
20036	こども施設課	乳児等通園支援事業補助金	民間保育関係施設が実施する事業経費の一部を補助することにより、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずない形での支援を強化する。	市内の民間保育所、認定こども園、幼稚園を経営する法人	児童の受け入れを行った場合に、1人1時間につき、下記単価を用いて算定する。 0歳児 1,300円／時間 1歳児 1,100円／時間 2歳児 900円／時間 障害児加算400円／時間	5,289	-	-
20037	産業政策課	仕事・子育て両立支援奨励金	労働者の仕事と子育ての両立を支援し、働きやすい環境づくりを実施する市内中小企業に対して奨励金を交付することにより、雇用の安定に寄与する。	子育て期の労働者の仕事と家庭の両立のために代替要員を確保、または男性の育児休暇取得を促進した市内中小企業	支給対象労働者1人につき5万円	150	150	50
20038	教委総務課	前橋市第3子以降学校給食費助成金	第3子以降の学校給食費について、一部又は全部欠食の自己負担分を含め、相当額を助成することで、多子世帯が抱えている経済的負担を軽減し、安心して子育てのできる環境の整備を図り、少子化対策に寄与する。	前橋市立小学校及び中学校以外の学校教育法第1条に定める小中学校に在籍する児童又は生徒の保護者第3子以降学校給食費助成の対象者	前橋市立小中学校の学校給食費年間相当額を上限とする。 （1）小学校及び義務教育学校の前期課程 62,400円 （2）中学校及び義務教育学校の後期課程 73,800円	5,106	4,677	3,926
20039	教委総務課	前橋市学校給食費助成金（欠食分）	市立小中学生のうち学校給食を食物アレルギー等により一部又は全部欠食の児童生徒は各家庭から弁当等を持参していることから自己負担が発生しているため、市立小中学校の給食費相当額を助成することで、学校給食の提供を受ける保護者との公平性を確保し、経済的負担の軽減を図る。	前橋市立小中学校及び特別支援学校に在籍し、学校給食のうち、主食又は副食の提供を受けていない児童生徒の保護者	前橋市立小中学校の学校給食費相当額を上限とする。 （1）主食の提供を受けていない場合 小学校：85円/食 中学校：100円/食 （2）副食の提供を受けていない場合 小学校：165円/食 中学校：205円/食	3,152	945	-

3 健康・福祉（健康・福祉・医療分野・人権）

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
30001	共生社会推進課	人権擁護委員会補助金	前橋市から推薦された人権擁護委員が、人権への理解を深めることを目的として、人権相談や普及・啓発を図るための活動費等を補助する。	前橋市人権擁護委員会	人権啓発用物品の購入等に係る経費、特設人権相談等、相談事業に係る経費の予算を限度額として、その用途が適当と認められる経費	138	276	138
30002	共生社会推進課	部落解放同盟前橋市協議会補助金	同和問題の早期解決を図る。	部落解放同盟前橋市協議会	1 生活人権相談員設置事業 2 同和問題啓発事業 3 自立支援・相談事業 4 活動推進事業 5 共済事業 6 男女共同参画社会づくり研究事業 7 その他市長が特に必要と認めた事業	7,000	7,000	6,705
30003	社会福祉課	前橋市民生委員児童委員連絡協議会補助金	行政と市民のパイプ役である民生委員児童委員の活動の円滑な遂行や、事業の強化を図るため、補助金を交付する。	前橋市民生委員児童委員連絡協議会	会議費、旅費、事務費、研修費 ただし、予算額を限度額とする。	821	821	450
30004	社会福祉課	前橋市地区民生委員児童委員連絡協議会補助金	民生委員児童委員の活動の円滑な遂行や地域福祉事業の強化を図り、もって、本市の福祉サービスを推進するため、補助金を交付する。	前橋市地区民生委員児童委員協議会	当該年度の各地区民生委員児童委員定数に応じ規定の単価を乗じて算出した額を交付 （１）地区民児協運営費 18,600円×地区定数 （２）地区民児協会長活動費 500円×地区定数 （３）民生委員児童委員活動費 90,300円×地区定数	75,815	74,502	68,326
30005	社会福祉課	前橋市社会福祉協議会補助金	市民の誰もが地域で安心して暮らせるよう、共に助け合い支え合う地域社会づくりを推進するとともに、認知症高齢者や障害者など地域の支えを必要とする要援護者に対する支援や自立に向けた取組を一体的に推進し、もって地域社会のセーフティネット機能を強化する。	社会福祉法人 前橋市社会福祉協議会	指定事業において、対象経費の補助基準額と実支出額のいずれか低い額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額のいずれか低い額に補助率を乗じて得た額を交付	224,680	280,703	232,881
30006	社会福祉課	群馬県中国残留帰国者協会前橋支部補助金	中国残留帰国者及びその家族に対する生活相談、地域の人々との文化交流等を行うことにより、日本社会への円滑な自立を促進するための活動に対し補助金を交付する。	群馬県中国残留帰国者協会前橋支部	対象事業 1 生活相談訪問事業 2 中国料理講習会 3 地域社会交流事業及び会員相互の親睦事業 対象経費 ・報償費（講師謝礼）、消耗品費（対象事業に関する材料費・事務用消耗費。）、燃料費、役員会経費（但し、懇親会経費は除く）、印刷製本費（コピー代）、通信運搬費（郵送料・電話料）、対象事業に係る会場使用料、対象事業開催に係る損害賠償等保険料	150	150	150
30007	社会福祉課	前橋市地区更生保護女性会補助金	女性の立場から「社会の母」として地域社会の犯罪予防と更生保護の諸活動や保護司やＢＢＳ会の活動に奉仕するための事業に対し、補助金を交付する。	前橋地区更生保護女性会	会議費（懇親会経費除く）、会場借上料、旅費、大会参加費・参加負担金、消耗品及び備品購入に要する経費（ただし、販売を目的とした物品の購入除く）、通信運搬費、印刷製本費（コピー機使用に係る負担金を含む）、参考図書購入、機関誌等作成・発行費、謝金 ただし、予算額を限度額とする。	225	225	225

3 健康・福祉（健康・福祉・医療分野・人権）

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
30008	社会福祉課	群馬県遺族の会前橋市連合支部補助金	戦没者遺族の福祉増進、援護、戦没者等の顕彰及び慰霊等、関係団体との緊密なる連携により戦没者遺族に対する福祉施策の充実のための活動に対し、補助金を交付する。	財団法人群馬県遺族の会前橋市連合支部	会議費（懇親会経費除く）、消耗品費（材料費、事務用消耗品等）、会議及び研修参加に伴う交通費、バス借上料等、通信運搬費、印刷製本費、負担金（群馬の塔参拝助成金）、事務用品等賃借料、備品購入費 ただし、予算額を限度額とする。	450	450	450
30009	社会福祉課	前橋市保護区保護司会補助金	犯罪のない明るい社会づくりのために、罪を犯した人たちの立ち直りを助けるための更生保護事業に対し、補助金を交付する。	前橋保護区保護司会	会議費（懇親会経費除く）、会場借上料、旅費、大会参加費・参加負担金、サポートセンター管理に要する経費、消耗品及び備品購入に要する経費（ただし、販売を目的とした物品の購入除く）、通信運搬費、印刷製本費（コピー機使用に係る負担金を含む）、参考図書購入、機関誌等作成・発行費、謝金 ただし、予算額を限度額とする。	900	900	900
30010	長寿包括ケア課	高齢者補聴器購入費助成金	加齢等により聴力機能が低下し、他者とのコミュニケーションがとりにくい高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、閉じこもりを 방지、積極的な社会参加を促すとともに、認知症の予防の一助とする。	交付要件を満たす個人	対象とする補聴器本体の購入に必要な費用と25千円とのいずれか低い額	1,375	1,000	1,372
30011	長寿包括ケア課	単位老人クラブ補助金	単位老人クラブの育成を奨励し、高齢者の社会参加活動の促進と高齢者福祉の充実を図る。	市内単位老人クラブ	会員1人あたり1,200円	15,000	17,400	17,358
30012	長寿包括ケア課	老人クラブ連合会補助事業運営費補助金	老人クラブ連合会の円滑な運営を促進し、高齢者の生きがいと社会参加を進める。	前橋市老人クラブ連合会	①一般運営費補助 会員1人あたり58円+157,100円 ②特別事業費補助 各事業費の50% ③一般管理費補助 局長人件費100%、職員人件費の80%	11,169	10,473	8,732
30013	長寿包括ケア課	介護施設等介護ロボット・ICT導入支援事業費補助金	介護現場の生産性向上を推進するため、介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT導入に必要な経費の一部を補助する。	要望し、採択された事業者	県基準単価	44,640	1,780	73,280
30014	長寿包括ケア課	軽費老人ホーム事務費補助金	軽費老人ホームの利用料のうち、サービスの提供に要する費用の一部を施設が減免した場合に、補助金を交付することにより、低所得階層に属する老人で身寄りのない者等の入所を促進し、もって老人福祉の推進を図る。	社会福祉法人が設置する本市所在の軽費老人ホーム10か所	法人がサービスの提供に要する費用の一部を減免した場合に、サービスの提供に要する費用実支出額（年額）と指定されたサービスの提供に要する基本額（月額）に民間施設給与等改善費（基本分）を加えた単価に、各月初日の入所者数を乗じたサービスの提供に要する費用基準額（年額）の額を比較し、少ない額から、入所者本人からのサービスの提供に要する費用徴収額の年間総合算額を控除した額に介護職員処遇改善加算額（年額）を加えた額	284,305	270,000	255,422
30015	長寿包括ケア課	介護保険施設開設準備経費補助金	介護保険施設の円滑な開設を支援し、質の高い高齢者介護サービスの提供に資するため、施設の開設の準備に係る経費の一部を補助する。	介護保険施設を整備する社会福祉法人等	県基準単価	11,868	27,420	65,537
30016	長寿包括ケア課	地域密着型サービス整備費補助金	高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で安心して生活が続けられるよう、生活支援体制の整備を図るため、地域の特性や利用者のニーズに応じて多様で柔軟なサービスを提供する地域密着型サービス事業所の整備費用の一部を補助する。	地域密着型サービス事業所を整備する法人	県基準単価	79,200	83,330	70,560
30017	長寿包括ケア課	地域密着型サービス施設等開設準備経費補助金	地域密着型サービス事業所の円滑な開設を支援し、質の高い高齢者介護サービスの提供に資するため、施設の開設の準備に係る経費の一部を補助する。	地域密着型サービス事業所等を整備する法人	県基準単価	41,538	39,978	20,124

3 健康・福祉（健康・福祉・医療分野・人権）

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
30018	長寿包括ケア課	老人福祉施設等大規模改修補助金	老人福祉施設等において、老朽化した施設の改修や入居者が日常生活を営むうえで必要な設備等に支障があるため改修が必要となった施設及び付帯設備の改修工事を行う場合、当該改修工事に要する費用の一部を補助することにより利用者の生活改善を行い、老人福祉の向上を図る。	社会福祉法人	補助対象経費の総額から、当該事業に対する補助金、寄付金等及び当該施設における移行時特別積立金を控除した額の2分の1。又は施設の定員1人あたり40万円を乗じて得た額のいずれか少ない額。1施設あたりの上限額2,000万円。	20,000	17,500	32,000
30019	長寿包括ケア課	シルバー人材センター事業運営費補助金	高齢者の任意的な就業機会を提供するための運営に対し、補助金を交付する。	公益社団法人前橋市シルバー人材センター	事務局員の人件費。ただし予算額を限度額とする。	30,430	29,700	29,700
30020	介護保険課	社会福祉法人等に対する利用者負担減免助成金	低所得で特に生計が困難である者に利用者負担の軽減を行う社会福祉法人等に対して助成を行うことで、介護サービスの円滑な利用促進を図る。	事業実施について県に届出のあった社会福祉法人	利用者本来負担額の1%を軽減総額が超えた場合、超過額の2分の1	693	693	777
30021	障害福祉課	難聴児補聴器購入補助金	軽・中度難聴児の言語の取得、教育等における健全な発達を支援するもの。	軽・中度難聴児	基準価格の3分の2（千円未満切捨て）	1,000	459	551
30022	障害福祉課	成年後見制度報酬費等助成金	成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用を負担することが困難である者に対し、申立の経費及び成年後見人等の報酬費を助成することにより、成年後見制度の利用を支援する。	以下のいずれにも該当する方。 ①前橋市に居住し、住民登録がある方、または、本市が援護を行っている方。 ②生活保護または生活保護に準じる世帯の方で、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる方。 ③65歳未満の方。	1 市長が後見等の審判の申立てを行う場合の対象経費及び報酬費 (1)申立経費のうち、額の確定した経費 (2)成年後見人等の報酬費用の上限額 ア 在宅の場合 1か月当たり28千円 イ 入所の場合 1か月当たり18千円 ウ 在宅と、入所・入院のいずれにも該当する月がある場合 (ア)入所・入院している日数が月の半数以上、1か月当たり18千円を上限 (イ)入所・入院している日数が月の半数未満、1か月当たり28千円を上限 2 市長以外の者が、後見等開始の審判の申立てを行った場合の報酬費 15千円/月を上限	3,540	3,324	2,988
30023	障害福祉課	重度身体障害者（児）住宅改造費補助金	身体の上肢、下肢、体幹又は視覚に重度の障害を有する者に適するように住宅設備を改造するための経費の一部を補助することにより、障害者の在宅生活環境の改善を促進する。	身体の上肢、下肢、体幹又は視覚に重度の障害を有する者	1 補助基本額60万円 2 補助率6分の5 3 補助基本額と補助対象となる改造に要した費用の額を比較し少ない方の額に6分の5を乗じた額を補助する。（千円未満切捨て）	500	500	0
30024	障害福祉課	生活介護人員配置体制加算補助金	障害支援区分の重い障害者に対し、手厚い人員配置体制を取っている生活介護サービス事業者の運営を補助し、利用者の福祉の向上を図る。	障害支援区分の重い障害者に対し、手厚い人員配置体制を取っている生活介護サービス事業者	1日あたり、人員配置体制加算区分Ⅰ型で定員20人以下の場合には910円、21人以上40人以下の場合には820円、41人以上60人以下の場合には、800円 Ⅱ型で20人以下の場合には620円、21人以上40人以下の場合には560円、41人以上60人以下の場合には540円 Ⅲ型で定員20人以下の場合には170円、21人以上40人以下の場合には160円、41人以上60人以下の場合には150円 Ⅳ型で20人以下の場合には130円、21人以上60人以下の場合には100円	1,818	9,779	13,167
30025	障害福祉課	前橋市障害福祉団体活動費補助金	前橋市の障害福祉の向上に寄与する関係団体に対し、その活動を支援するため補助金を交付する。	前橋手話サークル四季の会	2千円以内	21	21	21
30026	障害福祉課	前橋市障害福祉団体活動費補助金	前橋市の障害福祉の向上に寄与する関係団体に対し、その活動を支援するため補助金を交付する。	前橋点訳サークルむつみの会	27千円以内	27	27	27

3 健康・福祉（健康・福祉・医療分野・人権）

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
30027	障害福祉課	前橋市障害福祉団体活動費補助金	前橋市の障害福祉の向上に寄与する関係団体に対し、その活動を支援するため補助金を交付する。	前橋手話サークルあさひの会	48千円以内	48	48	48
30028	障害福祉課	前橋市障害福祉団体活動費補助金	前橋市の障害福祉の向上に寄与する関係団体に対し、その活動を支援するため補助金を交付する。	前橋手話サークルみつばの会	48千円以内	48	48	48
30029	障害福祉課	身体障害者自動車改造費補助金	障害者の社会参加と自立更生を支援する。	上肢・下肢・体幹機能障害の身体障害者で、自動車改造をおこなう者	運転補助装置の改造：上限5万円 収納装置等の改造：上限10円	350	300	350
30030	障害福祉課	前橋市障害福祉団体活動費補助金	前橋市の障害福祉の向上に寄与する関係団体に対し、その活動を支援するため補助金を交付する。	前橋市視覚障害者福祉協会	389千円以内	389	389	389
30031	障害福祉課	前橋市障害福祉団体活動費補助金	前橋市の障害福祉の向上に寄与する関係団体に対し、その活動を支援するため補助金を交付する。	前橋市手をつなぐ育成会	432千円以内	432	432	432
30032	障害福祉課	前橋市総合福祉会館内市内障害者施設自主製品展示販売コーナー運営費補助金	障害者の自立及び就労を目指し、障害福祉の普及啓発を推進する。	一般社団法人 みんなの店運営委員会	予算計上された範囲内の額	2,610	2,610	2,610
30033	保健総務課	救急医療懇話会運営事業補助金	救急医療に関係する医療機関及び団体が、救急医療業務を円滑に進めるために組織する救急医療懇話会の運営及び活動に対して補助金を交付することにより、医療機関及び団体間の連携を促進し、もって本市の救急医療体制を強化する。	前橋市救急医療懇話会	以下に掲げる合計額で、上限額は97,200円とする。 1 群馬県救急医療懇話会会議参加負担金 参加者1人あたり5千円 2 前橋市救急医療懇話会会議費 参加者1人あたり500円 3 調査研究に係る旅費・宿泊費 参加者1人あたり8,700円 4 群馬県救急医療懇話会年会費 年5千円	94	98	21
30034	保健総務課	公衆浴場経営安定化事業補助金	市民の公衆浴場の利用の機会の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、市内の公衆浴場に対し、経営安定化の支援として、運営経費の一部を補助する。	市内に所在地を有する公衆浴場	次の1と2の合計額を上限とする。 1 公衆浴場に係る令和5年度分の水道料金及び下水道使用料として完納した分の2分の1に相当する額 2 公衆浴場に係る令和5年度分の固定資産税及び都市計画税の3分の1に相当する額	314	314	314
30035	保健総務課	看護師等養成所運営費補助（前橋東看護学校）	看護師養成所の運営にかかる経費の一部を補助することにより、看護に対する市民の関心と理解を深めるとともに、看護師の確保を促進し、もって市内における保健医療体制の充実を図る。	公益社団法人前橋積善会	前橋東看護学校運営事業 養成所経費（専任教員給与・備品・需用費） 基準額5,328千円 事務職員経費（選任事務職員給与） 基準額45万円 生徒経費（事業用教材費・臨床実習経費） 基準額1,417千円（13,500円×生徒数） ※4月15日現在における人員又は定員のいずれか少ない方 ※算出金額に対し、0.9を乗じた金額を上限とする	7,195	7,196	7,195

3 健康・福祉（健康・福祉・医療分野・人権）

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
30036	保健総務課	看護師等養成所運営費補助金（前橋高等看護学院）	看護師養成所の運営にかかる経費の一部を補助することにより、看護に対する市民の関心と理解を深めるとともに、看護師の確保を促進し、もって市内における保健医療体制の充実を図る。	公益社団法人前橋市医師会	前橋高等看護学院運営事業 養成所経費（専任教員給与・備品・需用費） 基準額536万円 事務職員経費（選任事務職員給与） 基準額40万円 生徒経費（事業用教材費・臨床実習経費） 基準額180万円（15千円×生徒数） ※4月15日現在における人員又は定員のいずれか少ない方	7,560	7,560	8,199
30037	保健総務課	看護師等養成所運営費補助金（前橋准看護学校）	看護師養成所の運営にかかる経費の一部を補助することにより、看護に対する市民の関心と理解を深めるとともに、看護師の確保を促進し、もって市内における保健医療体制の充実を図る。	公益社団法人前橋市医師会	前橋准看護学校運営事業 養成所経費（専任教員給与・備品・需用費） 基準額508万円 事務職員経費（選任事務職員給与） 基準額50万円 生徒経費（事業用教材費・臨床実習経費） 基準額240万円（15千円×生徒数） ※4月15日現在における人員又は定員のいずれか少ない方	7,980	7,980	7,800
30038	保健総務課	公的病院等運営費補助金	地域において必要とされる不採算医療等の機能を担う公的病院等の運営に要する経費に対して助成を行うことにより、本市地域医療の確保及び充実を図る。	市内に所在地を有する次のいずれにも該当する病院 1 日本赤十字社、済生会、厚生連、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人（済生会を除く）、学校法人、社会医療法人、健康保険組合、国家公務員共済組合連合会又は公立学校共済組合が設置及び運営する病院 2 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省第8号）第2条の規定により告示された病院	1 救急告示病院運営事業 救急医療を要する傷病者の専用病床及び、救急受入患者の前橋市民割合等に応ずるもの 2 救命救急センター運営事業 救命救急センターの設置数及び、救急受入患者の前橋市民割合等に応ずるもの 3 周産期医療運営事業 周産期医療の提供病院における当該各病床数及び、病床に係る入院患者の前橋市民割合等に応ずるもの 4 小児医療運営事業 小児医療の提供病院における専用病床数及び、病床に係る入院患者の前橋市民割合等に応ずるもの	83,148	89,295	81,195
30039	保健総務課	看護師等養成所入学金免除等事業費補助金	公益社団法人前橋市医師会立看護師等養成所が行う入学金の免除及び一部免除の取組に対し、当該免除等相当額を補助することにより、当該学生の就学支援及び医療人材の確保等を図り、もって本市の保健医療体制の充実に寄与する。	公益社団法人前橋市医師会	令和8年度入学生又はその家族に対して、看護師等養成所が行った入学金の免除等相当額 1 前橋高等看護学院 一次募集による入学者 15万円×人数 二次募集以降の募集による入学者 75千円×人数 上限額600万円 2 前橋准看護学校 一次募集による入学者 10万円×人数 二次募集以降の募集による入学者 5万円×人数 上限額800万円	14,000	-	-

3 健康・福祉（健康・福祉・医療分野・人権）

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
30040	健康増進課	健康づくり推進強化事業補助金	前橋市保健推進員協議会が行う各種健康づくり活動や市の保健事業促進のための受診動奨等各種活動の運営事業の経費、前橋市食生活改善推進員協議会が行う各種健康づくり活動の経費に対し、補助金を交付することにより、各種健康づくり活動・市の保健事業を充実させ、市民の健康づくりを一層推進する。	前橋市保健推進員協議会、前橋市食生活改善推進員協議会	①保健推進員分 1地区3万円×23地区、保健推進員1人千円 ②保健推進員協議会運営分 10万円 ③食生活改善推進委員分 1地区1万円×23地区、食生活改善推進員1人千円	1,940	1,982	1,888
30041	健康増進課	がん患者アピランスサポート事業補助金	がんの病気治療に伴う外見の変化を補うための補整具の購入費用の一部を補助することにより、がん患者の心理的及び経済的な負担を軽減するとともに、生活の質の向上と就労等の社会生活を支援する。	申請日において、がん治療に伴う脱毛、乳房等身体の一部等に起因し、補整具の装着を必要とする者（前橋市の住民基本台帳に1年以上継続して登録されており、交付決定時に前橋市内に住所を有する者）	対象者1人につき3万円を上限とする。購入金額が3万円に満たない場合は、購入実費額とする。	5,100	5,100	3,730
30042	健康増進課	若年がん患者在宅療養支援事業補助金	若年がん患者が、住み慣れた自宅等で自分らしく自律して過ごせるよう、在宅療養生活の質の向上に資する支援を行うことにより、患者及びその家族の負担軽減を図る。	市内在住者（39歳以下の末期がん患者）	申請者がサービス利用料の1割に相当する額を負担（9割を県と市で補助） ただし、対象サービスに上限額あり。	1,404	1,404	234
30043	保健予防課	特別の理由による定期予防接種ワクチン再接種費用助成金	骨髄移植手術等により接種済みの定期予防接種（A類）の効果が期待できないと医師に判断され、再度任意で当該接種を受ける際の費用を助成することにより、感染症の発生及びまん延を防止するとともに、市民の経済的負担の軽減を図る。	骨髄移植等の治療により定期予防接種ワクチンの再接種が必要と医師に判断された市民（再接種日時時点で本市住民基本台帳に記載のある者）	定期予防接種ワクチン（A類）の再接種費用として医療機関に支払った額（ただし市が定める額を上限とする）	80	80	151
30044	保健予防課	前橋市障害福祉団体活動費補助金	前橋市難病友の会及び精神障がい者家族会に対し、難病や精神障害等に対する正しい知識の周知啓発及び当事者の自立や社会参加の促進に対する活動を支援する。	前橋市難病友の会 前橋精神障害者家族会「あざみ会」	事務費及び事業費 前橋市難病友の会は30万円以内 前橋精神障害者家族会「あざみ会」は8万円以内	380	380	380
30045	保健予防課	私立学校結核健康診断補助金	結核の発生予防とまん延防止を図るため、私立学校の新入生を対象とした結核に係る定期健康診断費用を一部補助する。	就業年限が1年以上の私立学校（大学・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校）	次の（1）と（2）の額のいずれか少ない額に3分の2を乗じた額 ただし、交付金額に百円未満の端数が生じた場合は端数切捨て （1）レントゲン撮影の経費の総額 ただし、補助対象事業について寄付金その他の収入がある場合はその額を控除した額 （2）レントゲン写真の枚数により算出※した金額 ※間接撮影（100mm ミラカマの場合）1枚あたり 506 円×受診人数、直接撮影（デジタル撮影を含む）の場合 1枚あたり 1,767 円×受診人数	1,640	1,660	1,609

3 健康・福祉（健康・福祉・医療分野・人権）

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
30046	保健予防課	社会福祉施設結核健康診断補助金	結核の発生予防とまん延防止を図るため、社会福祉施設の65歳以上の入所者を対象とした結核に係る定期健康診断費用を一部補助する。	市内に設置されている社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号に規定する施設	次の（1）と（2）の額のいずれか少ない額 ただし、交付金額に百円未満の端数が生じた場合は端数切捨て （1）レントゲン撮影の経費の総額に3分の2を乗じた金額 ただし、補助対象事業について寄付金その他の収入がある場合はその額を控除する。 （2）レントゲン写真の枚数により算出※した金額 ※間接・直接・デジタル撮影共通 1枚あたり 506 円×受診人数	1,012	1,370	685
30047	衛生検査課	猫の去勢・不妊手術費補助金	殺処分になる猫を減らすため及び猫に起因する被害等を防止し、良好な生活環境を保持する。	前橋市内に住民登録があり、その住所地に居住している個人。	補助対象者が市内において飼育管理している猫又は補助対象者が市内において責任を持って世話している所有者の判明しない猫で獣医師による去勢又は不妊手術を行った猫。以下補助金額。 ①去勢手術1匹3千円 ②不妊手術1匹5千円 ※手術に要した費用が限度額を下回る場合は当該手術に要した金額	9,887	10,000	9,187
30048	衛生検査課	スズメバチの巣駆除費補助金	スズメバチの巣を駆除することで、安全な生活環境の維持を図る。	前橋市内の建物若しくは土地にできたスズメバチの巣を市の指定業者によって駆除した個人	駆除費用の約2分の1	3,000	3,000	2,559
30049	衛生検査課	動物愛護団体等活動支援交付金	前橋市保健所において犬猫の引出しを行っている登録動物愛護団体等に対し、市内において犬猫の殺処分の減少等を目的に資する活動・運営を支援する。	一般財団法人犬猫生活福祉財団、ドッグライフ群馬、ドラクロア・ドッグ・ランチ、動物保護団体あにまーる、わんステップぐんま、いぬねこ組	ふるさと前橋応援寄附金のうち、6割（千円未満は切捨て）を動物愛護団体等に交付し、4割においては市が実施する動物愛護・管理推進事業に充当する。	19,140	23,700	20,631
30050	産業政策課	障害者・ひとり親雇用奨励金	就職が困難な障害者、ひとり親父母を雇用する市内中小企業に奨励金を交付することにより、雇用の安定に寄与する。	障害者、ひとり親を新たに雇用した市内企業	短時間労働者以外 1人につき10万円 短時間労働者 1人につき5万円	750	750	800
30051	長寿包括ケア課	ピンシャン体操クラブ活動支援補助金【介護保険特別会計】	高齢者が定期的に集まり「ピンシャン！元気体操」を実施しながら、他者との交流が図れる住民主体による通いの場の立ち上げ及び運営に要する経費の一部を補助することにより、住民自身の参加・運営による地域での活動の支援を図り、介護予防の拠点とする。	前橋市ピンシャン体操クラブ登録団体	①初期費用 15万円 ②運営費用 1万円/月 ③継続費用 5万円 を限度額とする。	1,126	1,136	578
30052	長寿包括ケア課	前橋はつらつカフェ補助金【介護保険特別会計】	介護・高齢者支援に従事経験のある専門職またはそれに準ずる従事者とボランティアが協働し、閉じこもり予防、認知症支援等を目的とした高齢者の居場所を運営する経費の一部を補助することで、地域での見守り・交流の拡大を図る。	前橋市はつらつカフェ登録団体	前橋市はつらつカフェとして月1回以上（1回につきおおむね2時間）身近な通いの場を設置した場合 ①初期費用：1会場あたり 2万円 ②運営費用：1会場あたり1か月につき1～3回実施 1万円 週1回以上実施 2万円 を限度額とする。	3,780	3,280	2,284

3 健康・福祉（健康・福祉・医療分野・人権）

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
30053	長寿包括ケア課	認知症高齢者等成年後見制度利用助成金 【介護保険特別会計】	成年後見、保佐又は補助制度（以下「成年後見制度」という。）の利用に係る経費負担が困難な者に対し、後見、保佐または補助開始の審判の申立てを行った場合における申立経費および成年後見人、保佐人または補助人（以下「成年後見人等」という。）の報酬費を助成することにより、成年後見制度の利用を支援する。	以下のいずれにも該当する方。 ①前橋市に在住し、住民登録がある65歳以上の方、または、本市が措置の実施者、援護の実施者、介護保険の保険者、生活保護の実施機関となっている65歳以上の方で、成年後見制度の利用が必要な方。 ②生活保護または生活保護に準じる世帯の方で、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる方。	1 市長が後見等の審判の申立てを行う場合の対象経費及び上限額 （1）申立経費のうち、額の確定した経費 （2）成年後見人等の報酬費用の上限額 ア 在宅の場合 1か月当たり28千円 イ 入所の場合 1か月当たり18千円 ウ 在宅と、入所・入院のいずれにも該当する月がある場合 （ア）入所・入院している日数が月の半数以上 1か月当たり18千円を上限 （イ）入所・入院している日数が月の半数未満 1か月当たり28千円を上限 2 市長以外の者が、後見等開始の審判の申立てを行った場合の上限額 15千円/月	5,368	4,836	4,390
30054	介護保険課	住宅改修理由書作成業務助成金 【介護保険特別会計】	介護支援専門員業務のうち、介護報酬で対応できない住宅改修理由書作成業務を支援する。	住宅改修理由書作成者が属する事業者	1件2千円	160	160	82

4 産業振興（産業振興・農林業）

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
40001	富士見支所	富士見地区都市農村交流事業交付金	団体への補助を通して、都市と農村の交流を推進し、農産業の振興を図る。	伝次平俱樂部	都市農村交流事業経費額。ただし予算額を限度額とする。	800	1,000	950
40002	富士見支所	富士見産業祭運営補助金	富士見地域の商工業や農林業などを広く市民に紹介し、事業者や生産者、消費者との交流機会を創出することにより相互理解を深め、富士見地域の活性化を図る富士見産業祭を支援する。	富士見産業祭実行委員会	富士見産業祭運営事業経費額。ただし予算額を限度額とする。	2,000	2,000	2,000
40003	産業政策課	高等職業訓練校運営補助金	前橋高等職業訓練校の運営に対して補助金を交付することにより、技能労働者の養成と社会的地位の向上を図る。	職業訓練法人前橋職業訓練法人	前橋職業訓練校の運営に係る事業費のうち認められた経費	11,864	11,864	13,840
40004	産業政策課	前橋労働基準協会事業補助金	前橋労働基準協会の行う労働関係法令の普及、労務管理の改善及び労働災害防止等の活動に対して補助金を交付することにより労働者の福祉の増進を図る。	前橋労働基準協会	労働相談事業及び労働安全・衛生事業のうち認められた経費	562	604	604
40005	産業政策課	労働団体等補助金	勤労者の資質の向上、労働団体の健全な発展及び勤労者の福祉の向上。	日本労働組合総連合会群馬県連合会 前橋地域協議会 前橋地区労働組合会議	事務事業、勤労者の資質の向上を目的とする事業、労働団体等の健全な発展を目的とする事業及び勤労者の福祉に寄与する目的で行われる事業のうち認められた経費	830	830	0
40006	産業政策課	オフィス開設等促進補助金	市内に新たにオフィスを開設する事業者に補助金を交付することにより、雇用の増加及び安定を図り、市内における関係人口の増加による地方創生を図る。	市内に新たなオフィスを設置しようとする市外国内に本社のある事業者	①オフィス賃料、セキュリティ工事費、通信環境整備費、登記手数料（上限100万円） ②新たに雇用した市内に住所を有する常時雇用者1人につき10万円（2人目以降、上限100万円）	6,000	6,000	1,073
40007	産業政策課	中小企業退職金共済制度等加入促進補助金	市内中小企業における退職金制度の実施を支援することにより、従業員の福祉の増進と雇用の安定化を図るとともに、中小企業振興に寄与する。	中小企業退職金共済制度及び特定退職金共済制度による退職金共済契約を締結した市内中小企業者	新たに退職金共済制度に加入した事業主に対して、加入時の従業員掛金の20%を交付	850	5,380	4,466
40008	産業政策課	前橋市企業立地促進条例に基づく各種助成金	本市における企業の立地を促進するため、本市に立地する企業に対して必要な優遇措置を講じ、産業の振興及び雇用機会の拡大を図る。	市内の工業団地等に新設し、優遇措置の指定を受けた対象施設	（1）施設設置助成金 固定資産税に基準率を乗じる（1・2年目100%、3年目75%、4年目50%、5年目25%）。 （2）事業促進助成金 事業所税に基準率を乗じる（基準率は同上） （3）雇用促進助成金 操業開始日から1年以上継続して雇用された新規雇用者及び転勤者（いずれも市民）1名につき、20万円 （4）用地取得助成金 産業用公有地を取得した土地代金の10% （5）埋蔵文化財発掘調査助成金 産業用公有地を取得した土地での埋蔵文化財発掘調査費用の50%	19,000	48,965	72,073
40009	産業政策課	前橋市事業拡張サポート補助金	市内の工業団地等に立地している企業の事業拡張をサポートするため、既存事業所の敷地内での施設等増設や既存施設等の建替えに要した費用の一部を補助することにより、本市の産業の振興に寄与する。	市内の工業団地等に立地して増設や建替えを行い、指定事業者の指定を受けた、製造業または物流業を行う事業者	（1）施設設置補助金 増設等をした施設等に係る固定資産税・都市計画税相当額 （2）事業促進補助金 増設等に係る事業所税の資産割の2分の1相当額 （3）雇用促進補助金 増設等をした施設等で、操業開始日から1年以上継続して雇用された新規雇用者（いずれも市民）1名につき、10万円	6,000	20,422	33,812

4 産業振興（産業振興・農林業）

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
40010	産業政策課	前橋市業種別技術向上及び団体育成事業補助金	市内各種組合及び工業団地内企業の組織する協議会の自主的な団体運営に要した経費の一部について補助することにより、市内の同業種企業間連携の活性化を支援し、もって本市産業の発展に資する。	前橋発明協会 前橋芳賀東部工業団地連絡協議会 前橋芳賀西部工業団地連絡協議会 前橋機械金属工業協同組合	上限36万円 上限126千円 上限9万円 上限100万円	360 126 90 1,000	360 126 90 1,000	360 126 90 1,000
40011	産業政策課	前橋市ぐんま技術革新チャレンジ補助金	市内の中小企業が行う新製品・新商品の開発に要する経費に対して県と連携して補助することにより、中小企業者の開発意欲を助長し、もってその競争力強化と発展を図る。	市内事業者	事業費の5分の4 ただし、上限額80万円	2,000	20,000	1,812
40012	産業政策課	新製品・新技術開発費補助金	市内の中小企業等による、新製品・新技術開発経費の一部を補助することにより、企業内の開発意欲の増進と地域産業及び地域経済の活性化を促し、もって本市産業の発展に資する。	市内事業者	（1）製品・技術開発枠 事業費の3分の2 ただし、上限額50万円 （2）新商品・特産品チャレンジ枠 事業費の2分の1 ただし、上限額50万円	3,000	5,000	3,041
40013	産業政策課	経営計画実行補助金	事業拡大、販路拡大を目的とした経営の見直し又は事業継続、事業拡大を目的とした人材獲得のため、事業者が前橋商工会議所、前橋東部商工会又は富士見商工会による経営支援を受けて経営計画の策定又は見直しを行った場合に、その経営計画の実行に係る費用の一部を補助することにより、市内事業者の経営を支援し、もって本市産業の活性化を図る。	市内事業者	事業費の3分の2 ただし、上限額20万円	20,000	20,000	24,496
40014	産業政策課	D X 推進補助金	市内の事業者が業務の効率化を目的とし、ソフトウェアの導入、開発等によりD X の推進又は既存業務のデジタル化に要した経費の一部を補助することにより、本市の産業活性化を図る。	市内事業者	事業費の3分の1（小規模2分の1） ただし、上限額150万円 事業所税加算措置あり50万円	20,000	25,000	19,025
40015	産業政策課	設備投資支援補助金	市内の事業者が自ら行う業において、直接的な生産性の向上、あるいは省エネ推進に寄与する設備の導入、更新等に要した経費の一部を補助することにより、本市の産業の活性化を図る。	市内事業者	（1）生産性向上設備導入枠 個人事業主 事業費の3分の1 ただし、上限額50万円 法人（小規模） 事業費の3分の1 ただし、上限額100万円 法人 事業費の5分の1 ただし、上限額150万円 （2）省エネ設備導入枠 事業費の3分の1 ただし、上限額100万円 ※事業所税加算措置あり50万円	54,000	45,000	35,607
40016	産業政策課	人財スキルアップ補助金	市内で操業を行っている中小企業が、社内の人材を育成するために行う社内研修の実施や各種セミナーへの参加に要する経費及び人材の能力向上のために必要な資格の取得に要する経費の一部を補助することにより、本市中小企業の技術力及び競争力を高め、本市産業の活性化を図る。	市内事業者	事業費の2分の1（小規模事業者3分の2） ただし、上限額7万円 また、DX推進にかかる人材育成または事業継続力強化計画を策定している場合は 上限額12万円	4,000	4,000	3,563

4 産業振興（産業振興・農林業）

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
40017	産業政策課	前橋市人材確保支援補助金	中小企業を取り巻く経営環境が変化中、市内の事業者が事業活動に必要な人材の確保や、事業課題解決のための副業人材活用に必要な経費に対し、補助金を交付するもの。事業者における安定的な雇用の確保を促進し、もって市内の中小企業・小規模事業者の振興を図る。	市内事業者	【副業人材活用型】 紹介会社に支払う手数料 補助率全額 ただし、上限額10万円 副業人材に支払う報酬 補助率2分の1 ただし、上限額15万円 【転職型(社会人経験)】 事業費の補助率2分の1 ただし、上限額100万円	10,000	-	-
40018	産業政策課	前橋市スタートアップオフィス支援補助金	地域経済の循環と革新・活性化に資する事業を実施する起業家を対象として、新規起業の促進及び創業期の経営安定を図るため、市内で新たに事業所を賃借によって開設し運用するための費用の一部を支援する。	市内事業者（事業開始後3年を経過していないもの）	事業費の3分の1 ただし、1月あたり上限額3万円	1,800	1,800	1,734
40019	産業政策課	前橋市ものづくり技術力強化支援補助金	市内企業が主たる構成員となっているものづくり指南塾が実施する研修、講習、産学連携を活用した試作開発及び団体運営に要した経費の一部について補助することにより、技術力向上及び新分野への展開等の一助とし、また、技術複合化による特色ある製品、技術、ものづくりの技術の伝承を図る。	ものづくり指南塾	ものづくり指南塾が実施する研修、講習、講習、産学連携を活用した試作開発及び団体運営費	400	400	397
40020	産業政策課	小口資金融資保証料補助	負担しなければならない保証料の一部を補助することで、利用者の負担を軽減し、本市中小企業者の振興につなげる。	市内事業者	保証料1%以下の負担（県4:市4:事業者2） 1%を超える場合は県と市が0.8%補助し、その他は中小企業者負担	60,000	60,000	46,941
40021	産業政策課	中小企業経営振興資金保証料補助	負担しなければならない保証料の一部を補助することで、利用者の負担を軽減し、本市中小企業者の振興につなげる。	市内事業者	費用の2分の1 ただし、補助上限は保証料率0.5	5,000	5,000	9,297
40022	産業政策課	前橋市創業サポート総合制度（保証料補助金）	市内で新たに事業活動を始めようとする者又は開業後3年未満の中小企業者又は中小企業団体に対して、当該事業活動の継続的な発展のため、コンサルタントによる経営面でのサポートを行うほか利子及び保証料について一部補助を行うことにより資金面でのサポートを行い、創業者の事業発展を促進し、もって本市の地域経済の活性化を図る。	市内事業者（事業開始後3年を経過していないもの）	前橋市起業家独立開業支援資金に係る保証開始日から3年間の保証料。ただし、当初借入金1,500万円までに係る保証料で、保証料率1%までのもの。	4,000	3,300	2,942
40023	産業政策課	前橋市創業サポート総合制度（利子補給）	市内で新たに事業活動を始めようとする者又は開業後3年未満の中小企業者又は中小企業団体に対して、当該事業活動の継続的な発展のため、コンサルタントによる経営面でのサポートを行うほか利子及び保証料について一部補助を行うことにより資金面でのサポートを行い、創業者の事業発展を促進し、もって本市の地域経済の活性化を図る。	市内事業者（事業開始後3年を経過していないもの）	前橋市起業家独立開業支援資金の借入当初3年間に係る借入金利子	7,900	6,000	6,871
40024	産業政策課	前橋市新型コロナウイルス感染症影響対策利子補給及び保証料補助金（保証料）	前橋市中小企業経営振興資金特別融資（経営安定資金）に伴う利子及び保証料の負担を軽減することで、新型コロナウイルス感染症拡大により売上高減少等の影響を受けた市内中小企業・小規模事業者に対して事業運転に係る資金繰りを支援する。	市内事業者	令和2年2月1日から令和2年5月8日までに申込受付となった前橋市中小企業経営振興資金特別融資の実行時に生じた保証料のうち、令和7年12月31日までに支払を行った金額	5,000	5,000	155
40025	産業政策課	前橋市新型コロナウイルス感染症影響対策利子補給及び保証料補助金（利子補給）	前橋市中小企業経営振興資金特別融資（経営安定資金）に伴う利子及び保証料の負担を軽減することで、新型コロナウイルス感染症拡大により売上高減少等の影響を受けた市内中小企業・小規模事業者に対して事業運転に係る資金繰りを支援する。	市内事業者	令和2年2月1日から令和2年5月8日までに申込受付となった前橋市中小企業経営振興資金特別融資を利用したことによって生じ、借入当初5年間に係る利子のうち、約定日が令和7年1月1日から令和7年12月31日までのもので、支払を行った金額	28,408	59,736	132,251

4 産業振興（産業振興・農林業）

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
40026	にぎわい商業課	まちなか遊休不動産リビルド支援補助金	まちなかの空き家や空き店舗などの遊休不動産をリノベーションした上で店舗やオフィス等として利活用する際のリノベーション費用を支援することで、遊休不動産の利活用の促進を図る。	前橋市アーバンデザイン策定区域内の遊休不動産を所有するオーナーまたは当該オーナーから物件を賃貸してリノベーションするリノベーター	対象経費の2分の1以内 上限額50万円 ※補助対象物件で開業する者が、まちなか開業支援補助金の前橋市アーバンデザイン加速化事業に該当する場合、150万円	7,000	8,000	7,306
40027	にぎわい商業課	まちなか開業支援補助金	まちなかの空き店舗等を利用して店舗やオフィスを開業する事業者にかかる改修費等の一部を支援することで、まちなかの新たな魅力創出を図るとともに、前橋市アーバンデザインを具現化する。	前橋市アーバンデザイン策定区域内の空き店舗等で新たに開業する事業者	対象経費の2分の1以内 【一般型】 指定通り1階 100万円 指定通り1階以外又は指定通り以外の1階80万円 指定通り以外の1階以外 50万円 ※夜間主の場合は上記金額の2分の1 ※物件要件等を満たし、かつ、審査に合格した事業については、上限額が200万円（前橋市アーバンデザイン加速化事業） 【まちやど型】 200万円	35,000	37,000	37,974
40028	にぎわい商業課	まちなかスモールビジネス支援補助金	まちなかの空きスペースや公共空間等を活用して、まちなかで実店舗の開業に向けて市場性の調査を実施することを目的にチャレンジ出店する方を対象に、その出店に係る費用の一部を支援することで、まちなかの新たな魅力創出を図るとともに、前橋市アーバンデザインを具現化する。	前橋市アーバンデザイン策定区域内において、まちなかでの実店舗開業に向けた商品やサービスのチャレンジ出店を実施する事業者	対象経費の3分の2以内 チャレンジ型 上限5万円 オーナー型 上限15万円	1,000	1,000	212
40029	にぎわい商業課	（協）問屋センター運営費補助金	前橋問屋センターが組織強化のために行う諸事業を支援することにより卸売業の発展や本市の産業振興を図る。	協同組合前橋問屋センター	交付の対象となる経費のうち市長の承認を受けた範囲内の額（上限135万円）	1,350	1,350	1,350
40030	にぎわい商業課	前橋市商店街連合会支援事業補助金	地域に密着した魅力ある商店街づくりのための活動を展開している前橋市商店街連合会に補助することにより、地域経済の活性化を推進し、本市商業の振興と発展を図る。	前橋市商店街連合会	①商店街セール事業 410万円 ②商店街イベント事業 80万円 ③情報発信事業 10万円	5,000	5,000	4,900
40031	にぎわい商業課	中心商店街協同組合支援事業補助金	中心商店街の活性化基盤である中心商店街協同組合の組織を支援し、強化する。	前橋中心商店街協同組合	①情報発信事業30万円 ②イベント支援事業440万円 ③安全安心まちづくり事業20万円	4,900	4,900	0
40032	にぎわい商業課	買い物利便性向上支援事業補助金	市街化調整区域又は大胡、宮城、粕川、富士見の各地区において、地域の生活を支えている店舗が店舗の改修や備品の購入をしようとする際に、その経費の一部を助成することで、事業継続や事業承継に結びつけること、また、近隣住民の買い物等の利便性を向上させる。	市街化調整区域又は大胡、宮城、粕川、富士見の各地区において、小売業・飲食サービス業・生活関連サービス業の店舗を1年以上営業する事業者	対象経費の2分の1以内（小規模事業者は3分の2以内） 一般型 上限15万円 承継型 上限50万円 ※パソコン等の購入については2分の1以内・上限5万円	5,000	5,000	6,285
40033	にぎわい商業課	前橋市商店街リフレッシュ事業補助金	賑わいのある商店街の創出に向け、環境整備を通じたイメージアップを図る事業を支援するため、商店街が管理する設備の補修や街路灯の新設・改修・撤去等に係る経費の一部を補助する。	商店街団体等	【Aタイプ】設備や案内看板等 2分の1以内 上限50万円 【Bタイプ】新設：2分の1以内 上限10万円、水銀灯→LED化の改修：2分の1以内 上限10万円、撤去：2分の1以内 上限2万円（※1団体300万円上限）	10,000	10,000	8,390
40034	にぎわい商業課	前橋市いきいき・にぎわい商店街支援事業補助金	生き生きとした賑わいのある商店街づくりを積極的に推進するため、商店街が行う地域住民との触れ合いを深めるための自主的な事業や商店街での買い物を促してもらうような事業に対し、事業費の一部を補助する。	商店街団体等	対象経費の2分の1以内、1団体につき上限13万円	1,300	1,300	1,516

4 産業振興（産業振興・農林業）

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
40035	にぎわい商業課	前橋商工会議所運営補助金	商工会議所が行う組織運営及び事業活動の強化、経済・経営等の調査研究、広報活動に対し補助を行うことにより、中小企業の振興を図り、もって前橋市の経済の発展、市勢の繁栄及び市民生活向上に寄与する。	前橋商工会議所	対象経費から群馬県及び他の団体から交付される補助金、助成金、事業収入等を差し引いた金額の2分の1かつ補助金上限額以内の金額（上限855万円）	8,550	8,550	8,550
40036	にぎわい商業課	前橋商工会議所中小企業相談所事業補助金	中小企業相談所の職員の給与及び中小企業相談所が行う中小・小規模企業の経営強化、経営支援にかかる費用に対し補助を行うことにより、中小企業者等の経営基盤強化を図り、もって前橋市の商工業の振興、発展に寄与する。	前橋商工会議所中小企業相談所	対象経費から群馬県及び他の団体から交付される補助金、助成金、事業収入等を差し引いた金額の2分の1かつ補助金上限額以内の金額（上限270万円）	2,700	2,700	2,700
40037	にぎわい商業課	前橋商工会議所青年部事業補助金	地域を支える若手企業家の視点で行動する前橋商工会議所青年部が地域の活性化や経済の振興を目的に実施する事業を支援することにより、豊かな郷土づくり及び地域の活性化に資することを目的とする。	前橋商工会議所青年部	対象経費の2分の1以内とし、市長の承認を受けた範囲内の額（上限40万円）	400	500	366
40038	にぎわい商業課	前橋商工会議所女性会事業補助金	地域を支える女性経営者の視点で行動する前橋商工会議所女性会が地域の活性化や経済の振興を目的に実施する事業を支援することにより、豊かな郷土づくり及び地域の活性化に資する。	前橋商工会議所女性部	対象経費の2分の1以内とし、市長の承認を受けた範囲内の額（上限10万円）	100	100	100
40039	にぎわい商業課	前橋東部商工会運営補助金	商工会が行う人材育成、技術力強化、財務体質改善等の面からの指導に対し補助を行うことにより、大胡、宮城及び粕川地区の中小企業の振興を図り、もって前橋市の経済の発展、市勢の繁栄、市民生活の向上に寄与する。	前橋東部商工会	対象経費から、前橋市以外から交付される補助金、助成金等の額を差し引きした額の2分の1以内の額で、市長の承認を受けた範囲内の額（上限1,080万円）	10,800	10,800	10,800
40040	にぎわい商業課	富士見商工会運営補助金	商工会が行う人材育成、技術力強化、財務体質改善等の面からの指導に対し補助を行うことにより、富士見地区の中小企業の振興を図り、もって前橋市の経済の発展、市勢の繁栄、市民生活の向上に寄与する。	富士見商工会	対象経費から、前橋市以外から交付される補助金、助成金等の額を差し引きした額の2分の1以内の額で、市長の承認を受けた範囲内の額（上限529万2千円）	5,292	5,292	5,292
40041	にぎわい商業課	まちなか既存店支援補助金	まちなかで営業している事業者の事業の継続や拡大、事業承継のために実施する改修や備品購入にかかる経費の一部を支援することにより、店舗の事業継続を図るとともに、前橋市アーバンデザインを具現化する。	前橋市アーバンデザイン策定区域内において、1年以上店舗等を経営する事業者（隔年で対象）	対象経費の2分の1以内 維持・管理型 上限25万円 チャレンジ型 上限40万円 承継型 上限100万円 ※パソコン等の購入については2分の1以内・上限5万円	5,000	6,000	13,700
40042	にぎわい商業課	市街化店舗支援事業補助金	市街化区域内において、店舗を営業している事業者が、事業継続のために実施する改修や備品購入に係る経費の一部を支援することにより、店舗の事業継続を支援し、活力ある市街地の維持と利便性の向上を図る。	市街化区域内において、小売業・飲食サービス業・生活関連サービス業の店舗を1年以上営業する事業者（隔年で対象）	対象経費の2分の1以内（小規模事業者は3分の2以内） 一般型 上限10万円 承継型 上限50万円 ※パソコン等の購入については2分の1以内・上限5万円	10,000	15,000	-
40043	農政課	J A ちびっこ広場管理事業費補助金	活力ある農業・農村を形成するため、都市と農村地域間住民の交流促進を図る憩いの場として整備された「ちびっこ広場」の良好な管理を支援する。	前橋市農業協同組合	水道、電気、樹木剪定等	800	790	890
40044	農政課	前橋市伝統野菜づくり交流事業補助金	伝統野菜づくり交流事業を通して農業に触れ合うことにより農業に対する理解と地域農産物の消費拡大を推進し、農業の振興を図るため、運営費の補助を行う。	伝統野菜づくり交流事業を行う団体	対象経費の2分の1以内 上限90千円	270	180	180
40045	農政課	農作物被害対策事業（農業災害対策事業補助金）	市長が指定した災害により農作物に被害を受けた農業者に対して前橋市農漁業災害特別措置条例に基づき補助することにより、農業生産力の維持と農業経営の安定を図る。	被災農業者	対象経費を全額補助	3	3	0
40046	農政課	農業団体補助金	農業振興に寄与している団体に対して、組織の運営と育成を図るため、運営費の補助を行う。	認定農業者連絡協議会他2協議会	運営費	370	330	173

4 産業振興（産業振興・農林業）

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
40047	農政課	担い手支援事業補助金（集落・認農・新規・経営力）	認定農業者、認定新規就農者及び集落営農組織が、地域営農の担い手として活躍するために必要とする農業用機械の導入や施設等整備に要する経費に対して助成措置を講じる。	認定農業者、新規就農者、集落営農組織	対象経費の10分の3以内	54,271	54,856	37,913
40048	農政課	農作業従事者育成支援事業	水田・畑作経営所得安定対策の対象である集落営農法人に対し、所属する農作業従事者（オペレーター）が必要とする大型特殊車免許の免許取得費の一部補助をすることで、地域営農の担い手の育成支援する。	集落営農組織	対象経費の2分の1以内、上限9万円	224	258	190
40049	農政課	がんばる高齢農家営農継続支援事業	小規模で高齢な農家の営農に必要な農機具を補助し、少しでも長い営農継続のための支援するとともに、耕作放棄地の発生防止を図る。	70歳以上の農業者	対象経費の2分の1以内 上限8万円	800	480	263
40050	農政課	経営継承・発展等支援事業	農業の持続的な発展をを図るため、担い手から経営を継承し、発展させるための取り組みを支援する。	経営継承した認定農業者等	補助率全額 上限100万円/1件	1,000	1,000	0
40051	農政課	セカンドキャリア就農支援事業	定年退職や早期退職等により第2の人生として農業を営む方に対し、必要な農業用機械等の購入に要する費用を補助する。	新規就農者	対象経費の3/10以内 上限50万円	1,500	2,000	－
40052	農政課	耕作放棄地再生支援事業補助金	耕作放棄地と認められた農地で、農産物を生産するため農地の所有権移転又は賃借権の設定を行った者に対し、生産性のある地力に再生するための補助金を交付し、耕作放棄地の解消を図る。	農業者	荒廃状況により基準あり	2,020	1,500	502
40053	農政課	農業次世代人材投資資金（経営開始型）	次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の認定新規就農者に対して、資金（5か年以内）を交付し、就農後の定着、経営の確立を図る。	認定新規就農者	国庫事業の要件による	5,400	7,200	7,298
40054	農政課	新規就農者育成総合対策	次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の認定新規就農者に対して、資金（3か年以内）を交付し、就農後の定着、経営の確立を図る。また、認定新規就農者等に対し、経営発展のため機械や施設の購入費の一部を補助する他、継承に向けた取組（経営資源の修繕、移設撤去や、円滑な経営移譲のための費用等）に関して費用の一部を補助する。	認定新規就農者等	国庫事業の要件による	45,000	20,250	7,482
40055	農政課	認定農業者向け農業近代化資金等利子補給金	認定農業者向け近代化資金の融資を受けた認定農業者の金利負担軽減のため融資期間に利子補給を行い、農業経営の近代化を図る。	資金貸付金融機関	借入者の負担利率0.5%を利子補給し、利子補給承認時または貸付実行時のいずれか低い負担利率を適用	1,300	1,300	1,121
40056	農政課	総合農政認定農業者等支援資金利子補給金	認定農業者等利子軽減制度を利用する農業者に対し、近代化等に必要な長期・低利な資金融通を円滑にするため利子補給等措置を行い、農業の振興を図る。	資金貸付金融機関	借入者の負担利率が0.5%になるように群馬県と市が利子補給し、利子補給承認時または貸付実行時のいずれか低い負担利率を適用	100	100	2
40057	農政課	総合農政認定農業者等支援資金利子助成金	認定農業者等利子軽減制度を利用する農業者に対し、近代化等に必要な長期・低利な資金融通を円滑にするため利子助成等措置を行い、農業の振興を図る。	認定農業者等	借入者の負担利率が0.5%になるように群馬県と市が利子助成し、公庫資金の貸付決定時と貸付実行時の利子助成前の貸付金利のいずれか低い率を適用	100	100	75
40058	農政課	経営所得安定対策等推進事業	経営所得安定対策等推進事業の実施に必要となる推進活動や要件確認等の経費を助成することにより、経営所得安定対策等の円滑な実施を図る。	前橋市農業再生協議会	経営所得安定対策等の運営に必要な経費（国庫事業の要件による）	12,699	12,699	10,582
40059	農政課	法人向け園芸施設被覆材等張替支援事業	園芸施設の機能維持のための被覆材等の張替支援を行うことで、施設園芸農家の経営の安定と農業都市である本市の継続的な農業振興を図る。	法人格を有する認定農業者で施設園芸の認定を受けている生産者	対象経費の3分の1以内 上限額300万円 （令和7年度～9年度の3年間の合計）	21,000	－	－

4 産業振興（産業振興・農林業）

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
40060	農政課	廃ポリエチレン等処理対策推進事業	市内の園芸農家が排出する廃ポリエチレン等の適正処理を推進し、環境の保全及び園芸農家の健全な発展に寄与する。	前橋市園芸用廃プラスチック適正処理推進協議会	対象経費の6分の1以内 上限額75万円	750	750	750
40061	農政課	農業害虫防除対策事業	特定外来生物等（クビアカツヤカミキリ）による農作物被害の未然防止及び被害拡大を防ぐため、生産者による防除の取組を支援することにより、生産者の経営安定及び地域の農作物保全に寄与する。	市内の果樹・花き生産者	対象経費の2分の1以内 上限額1戸あたり5万円	200	300	11
40062	農政課	オリジナル品種創出推進事業	専門的な知識、技術とともに長期にわたる労力と費用がかかるオリジナル品種の創出に意欲的に取組む果樹や花き生産者を支援し、市場優位性に配慮した園芸作物の生産振興を図る。	市内の果樹、花き生産者等	対象経費の2分の1以内 上限額1件あたり53千円	159	53	92
40063	農政課	廃農業適正処理対策事業	市内の園芸農家が排出する廃農業の適正処理を推進し、環境の保全及び園芸農家の健全な発展に寄与する。	前橋市農業協同組合	対象経費の6分の1以内 上限額25万円	250	250	250
40064	農政課	防災網設備導入事業	果樹の産地強化に向けた施設整備等に取り組む生産者を支援することにより、生産拡大及び安定供給体制の確立を図り、もって本市の果樹園芸の振興と発展に資する。	果樹生産者団体	対象経費の10分の3以内	3,125	2,422	456
40065	農政課	野菜花き生産力強化事業	本市の農業の生産拡大及び安定供給体制を確立するため、生産施設の導入、新技術の導入、機械化等の導入に対して支援し、野菜生産者及び花き生産者の生産基盤を強化しその持続的発展を図る	認定農業者等	対象経費の10分の4以内 上限額 機械：650万円 施設：1,150万円	11,400	25,357	0
40066	農政課	有機JAS認証取得支援事業	農業の自然循環機能の維持増進を図る有機JASの認証取得を支援することにより、環境に配慮した生産体制を構築し、本市農業の持続的な発展に資する。	有機JAS認証を新規で取得する農業者	対象経費の3分の1以内 上限額75千円	225	250	－
40067	農政課	生分解性マルチ購入促進事業	プラスチックの排出抑制や回収作業の省力化、処理費用の軽減につながる生分解性マルチの購入を支援することで、生分解性マルチの普及を促進するとともに、本市における環境に配慮した農業の推進を図る。	市内の園芸農家	対象経費の3分の1以内 法人：上限額30万円 個人：上限額5万円	3,500	－	－
40068	農政課	施設園芸省エネ促進事業	燃油価格高騰等の影響を受けにくい省エネ型施設園芸への転換を促進するため、燃油等の使用量削減に取り組む施設園芸農家を支援し、施設園芸農家の経営安定と農業都市である本市の継続的な農業振興を図る。	市内の施設園芸農家	省エネ機器：対象経費の2分の1以内、上限額200万円 被覆資材：対象経費の3分の1以内、上限額50万円	5,000	5,000	4,717
40069	農政課	環境保全型農業直接支払交付金	環境保全型農業直接支払交付金実施要綱及び環境保全型農業直接支払交付金実施要領に基づき、自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する農業者団体等に対し、交付金を交付し、もって環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図る。	有機農業に取組む団体等	14千円/10a（有機農業）	2,935	1,180	694
40070	農政課	前橋市農畜産物直売所支援事業補助金	直売所で行う施設整備（備品購入を含む）事業や、魅力や特色を活かした販売にかかる各種PR事業、直売所の管理または運営に対する各種コンサルティング事業を支援することにより、消費者の利便性の向上、前橋産農畜産物の消費拡大、集客の拡大を図る。	市内農産物直売所	対象経費の2分の1以内 上限50万円	2,000	1,600	1,200

4 産業振興（産業振興・農林業）

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
40071	農政課	前橋市6次産業化ステップアップ事業補助金	6次産業化に必要な経費を補助し、本市の農林水産物の地産地消と高付加価値化を推進するとともに、経営規模の拡大、所得向上及び品質向上を図る。	申請日における市内経営耕地面積が30アール以上又は申請年度の直近1年間の農林水産物販売金額が50万円以上の市内で農業を営む個人、法人又は団体	ハード事業は補助率10分の3以内かつ120万円以内、ソフト事業は補助率2分の1以内かつ30万円以内を限度額とする。 ただし、商品に付随するデザイン作成経費は補助率3分の2以内かつ30万円以内とする	1,200	1,200	4,560
40072	農政課	前橋市赤城の恵ブランド推進協議会補助金	前橋ブランドとなりうる赤城の恵ブランド認証品の創出支援や普及啓発についての取り組みにより、地域農業の活性化や販路拡大を推進する。	前橋市赤城の恵ブランド推進協議会	活動費	2,300	2,300	2,300
40073	農政課	赤城の恵ブランド販売促進補助金	赤城の恵ブランド認証事業者が赤城の恵ブランド認証品に係る各種事業を実施した場合に、その経費の補助を行うことで、赤城の恵ブランド認証品の販売促進を図る。	赤城の恵ブランド認証事業者	対象経費の2分の1以内 1事業者上限10万円	500	500	324
40074	農政課	前橋市農畜産物直売所出店促進交付金	市内農畜産物直売所がイベント等に出店する際に交付金を交付することで出店を促進し、前橋産農畜産物のPRと販路拡大を図る。	市内農産物直売所	出店促進費	30	30	30
40075	農政課	生鮮食料品総合卸売市場管理運営補助金	卸売市場の適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化と安定供給、生産及び流通の円滑化を図り、もって市民生活の安定に資する。	協同組合前橋生鮮食料品総合卸売市場	旅費交通費、業務委託費、広告宣伝費、通信運搬費、消耗品費、光熱水費、損害保険料、修繕費、施設等清掃費、物品等借上料、警備費、電気設備保安料、消防設備点検料、市場活性化事業費	4,050	4,050	4,050
40076	農政課	総合卸売市場まつり補助金	一般消費者が抱く市場へのイメージ改善及び理解を図り、市民の食生活改善ひいては本市の農業振興及び商業振興を図る。	協同組合前橋生鮮食料品総合卸売市場	まつりの広告宣伝に係る経費、会場設営に係る経費、まつりに必要な消耗品類の購入に係る経費、青果物等の即売に係る経費	630	630	630
40077	農政課	蚕糸業継承対策事業	J A 前橋市養蚕連絡協議会が取り組む繭生産量の確保、高品質繭の生産等の活動に対し助成をすることにより、本市の伝統ある養蚕業の持続的発展を図る。	J A 前橋市養蚕連絡協議会	基準年度（令和26年）よりも繭立量又は繭生産量の増産を達成した場合に、達成程度により繭1kg当たり以下のとおり実績に基づき交付する。 【県費】 100%以上の場合900円 80%以上100%未満の場合700円 60%以上80%未満の場合500円 【市費】 100%以上の場合450円 80%以上100%未満の場合350円 60%以上80%未満の場合250円	7,341	8,000	9,250
40078	農政課	養蚕ヘルパー支援事業	養蚕農家の高齢化に伴う収穫量の減少を抑え、必要な収穫量の確保を図るため、繁忙期に必要な養蚕ヘルパーの雇用経費の一部を助成することにより、本市の伝統ある養蚕業の持続的発展を図る。	J A 前橋市養蚕連絡協議会	対象経費の2分の1以内 上限額1経営体あたり5万円	400	400	－
40079	農政課	乳用後継牛育成対策事業	自家産出した乳用雌牛を市外の牧場に放牧するための経費の一部を補助し、牧場の利用を推進することにより、足腰が強く長期の使用に耐える優良な乳用後継牛を確保することで、本市の酪農基盤の強化及び酪農家の経営の安定を図る。	①前橋市農業協同組合 ②本市に居住又は所在し、酪農業を営む農業者又は法人	1頭4千円以内。1農家あたり20頭を上限	760	700	636

4 産業振興（産業振興・農林業）

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
40080	農政課	優良繁殖和牛保留推進事業（受精卵移植等）補助金	市内畜産農家が飼育する繁殖和牛の精液・受精卵を購入し高品質な肉質が期待できる優秀な黒毛和牛の生産を促し、前橋産黒毛和牛の肉質向上と競争力のある和牛繁殖農家の育成を図る。	J A 前橋市和牛改良組合	受精卵及び和牛精液購入費用（消費税を除く）の3分の1以内 ただし、1経営体につき上限は5万円	1,000	1,400	840
40081	農政課	優良繁殖和牛保留推進事業（ゲノミック評価）補助金	市内畜産農家が飼育する繁殖和牛のゲノミック評価を行い高評価の個体を保留することにより優秀な黒毛和牛の生産を促し、前橋産黒毛和牛の肉質向上と競争力のある和牛繁殖農家の育成を図る。	J A 前橋市和牛改良組合	ゲノム検査の費用1頭あたり12千円以内 ただし、1経営体につき上限は12万円	1,000	500	602
40082	農政課	自給飼料促進対策事業	田畑での二毛作に係る飼料作物用種子等購入費の一部を補助することにより、畜産農家の経営支援と飼料自給率の向上を図る。	①前橋市農業協同組合 ②各酪農組合 ③畜産農家（認定農業者）	2千円／10a 以内	2,300	2,100	2,073
40083	農政課	飼料用稲・麦利用促進事業	水田での発酵粗飼料用稲・麦（小麦、大麦）の生産を推進し、畜産農家が市内産飼料の使用を拡大することにより、飼料自給率の向上、酪農及び肉牛の生産振興を図る。	前橋市農業協同組合	10a 当たり4千円以内とし、WCS用専用收穫機又はダイレクトカットにより收穫したものは4千円以内、それ以外により收穫したものは2千円以内	4,680	4,400	4,400
40084	農政課	飼料用米地域内流通促進事業（耕種）	市内の耕種農家から市内の畜産農家への飼料用米の地域内流通の取組みを推進するため、耕種農家が市内の畜産農家へ供給する飼料用米の生産に係る経費の一部を補助することにより、市内で生産された飼料用米の市内における流通体制の構築を図るとともに、水田の有効利用を図る。	①前橋市農業協同組合 ②市内に所在地のある法人及び集落営農組織 ③市内に居住する耕種農家（認定農業者）	1k g 当り4円以内	9,066	3,900	3,899
40085	農政課	濃厚飼料地域内流通定着化事業	耕種農家等から購入した子実トウモロコシを市内の畜産農家が飼料として利用することで、市内耕種農家等の子実トウモロコシへの取組の推進を図るとともに、将来の食料自給率の向上に繋げる。	子実トウモロコシを生産した耕種農家（認定農業者）	3万円／10a 以内	750	600	390
40086	農政課	乳用雌牛導入事業	優良乳牛を導入することで、優良な後継牛を確保することにより畜産経営の安定を図る。	①前橋市農業協同組合 ②本市内に住所を有し、酪農業を営む農業者又は法人	1頭導入金額が40万円を超える部分について4万円を限度に補助。1農家につき10頭が上限。	2,000	3,600	1,121
40087	農政課	種豚導入事業補助金	管内養豚農家が優良種豚を導入し、肉質の改良及び生産性の向上を図ることにより、本市の養豚振興に資する。	①前橋市農業協同組合 ②本市内に住所を有し、養豚業を営む農業者又は法人	事業費の10分の1.5以内	1,600	1,600	1,033
40088	農政課	肉用牛肥育素牛導入事業補助金	優良な肥育素牛を導入し、肉質及び生産性の向上を図ることにより、本市の肉牛肥育振興に資する。	①J A 前橋市肉牛肥育部会 ②市内に住所を有し、肉牛肥育業を営む農業者又は法人	事業費の10分の1以内 1頭につき、4万円を上限とし、1経営体につき、15頭を上限	4,800	3,800	3,796
40089	農政課	臭気環境対策事業補助金	市内畜産農家が、畜産臭気対策のために消臭剤等を購入する経費について補助することにより、畜産臭気対策を推進し、もって本市の畜産農業の振興を図る。	市内農業者が3戸以上で組織する団体	対象経費の10分の1以内	1,790	1,790	1,362
40090	農政課	家畜排水水質検査費用補助金	前橋市内の家畜排水浄化処理施設を利用している畜産農家を対象に、放流水の水質検査の補助をおこなうことで水質検査の実施を促し、環境保全の推進を図る	①前橋市在住で家畜排水浄化処理施設を利用している畜産農家 ②市内畜産農家が2戸以上で組織する団体	対象経費（消費税を除く）の2分の1以内（1検体につき5千円を上限）	50	50	30
40091	農政課	堆肥活用農機具導入事業補助金	堆肥の生産や利活用に必要なホイルローダーや散布機などの機械を導入する事業に対し、その経費の一部を補助することにより、耕畜連携促進を図る。	認定農業者	対象経費の10分の3以内	4,500	4,443	3,642

4 産業振興（産業振興・農林業）

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
40092	農政課	堆肥成分分析費用補助金	堆肥成分分析費用を補助することにより、特殊肥料生産業者の届出の促進を図り、もって堆肥の適切な処理及び活用に資する。	特殊肥料生産業者	対象経費の2分の1以内 上限額1経営体あたり5千円	10	10	0
40093	農政課	家畜防疫対策事業補助金	家畜疾病の発生を予防するとともに自衛防疫の定着を図ることにより、飼育の衛生管理を普及させ、畜産経営の安定に資する。	前橋市家畜自衛防疫協議会	ワクチン接種代金の6分の1	434	980	939
40094	農政課	CSF(豚熱) 予防対策事業補助金	平成30年9月からCSF（豚熱）が発生し、群馬県内でも野生イノシシへの感染が確認されていることから、前橋市内での養豚農家及び農業法人（以下「養豚農家等」という。）での発生を防止するため、同ワクチン接種費用の一部を補助し、畜産経営の安定を図る。	前橋市内に豚の飼養施設を持つ養豚農家等	豚1頭あたり50円以内 （1農家当たり上限額10万円）	4,900	5,220	4,400
40095	農政課	原木共同購入支援事業	原木しいたけ生産の拡大を図るため、原木共同購入等経費に対して支援を行い、原木しいたけ生産の振興及び中核的生産者の育成を推進する。	中毛地区区のご協議会	補助単価：原木購入費100円／本 上限額：1経営体あたり30万円	1,150	1,200	1,150
40096	農政課	有害鳥獣防止設備設置事業補助金	イノシシ、シカ等の有害鳥獣から農作物を保護するための被害防止設備を設置する団体に対して補助を行い、有害鳥獣被害防止体制を図る。	市内の農業者で組織した有害鳥獣被害対策に関する地区組合	有害鳥獣の侵入防止を図るための電気柵設備機材の購入費等のうち消費税及び地方消費税を除いた額	759	720	214
40097	農政課	わな猟免許取得補助金	わな猟免許取得に係る受講料等の一部費用を補助することにより、有害鳥獣による農作物等の被害を減少させる。	有害鳥獣による農作物等の被害の減少に取り組む農業者等	わな猟免許受験手数料、診断書代 上限10,200円/1人	51	51	43
40098	農政課	猟友会新規加入事業補助金	狩猟免許取得者に猟友会加入費用の一部を助成することで、猟友会への加入を促進し、有害鳥獣の捕獲強化を図り、農作物被害を軽減させる。	狩猟免許を取得した者で、本市に5つある猟友会のいずれかに新規加入する者	猟友会加入費用の一部 上限2万円/1人	100	100	180
40099	農政課	有害鳥獣対策事業補助金	野生鳥獣による農林水産物等の被害を防止し、もって農林水産業の発展並びに地域住民の生活環境の保全を図る。	前橋市有害鳥獣対策協議会	事業費（会議費、啓発活動費、推進事業費、整備事業費、視察研修費）並びに雑費 交付金額105千円以内	105	105	105
40100	農政課	有害鳥獣捕獲補助金	農地等の有害鳥獣による被害を減らすため、有害鳥獣捕獲業務を締結している猟友会等に対し、有害鳥獣捕獲補助金を支払う。	市と有害鳥獣捕獲業務を締結している市内5つの猟友会並びに市から有害鳥獣捕獲許可を得た農業者等	・イノシシ 1頭につき2万円（成獣・幼獣共に） ・ニホンジカ 1頭につき1万円 ・アライグマ・ハクビシン・キツネ・タヌキ 各1頭につき3千円 ・クマ 1頭につき1万円 ・サル 1頭につき8千円 ・カラス 1羽につき千円	8,532	7,901	7,406
40101	農政課	銃猟免許取得等事業補助金	有害鳥獣による生活環境被害や、農作物等の被害減少に取り組む農業者等に対し、銃猟免許取得及び猟銃所持許可取得に係る受験料等の一部費用を補助することにより、有害鳥獣捕獲従事者を確保し有害鳥獣による生活環境被害及び、農作物の被害を減少させる。	次の全てに該当する者 1 前橋市に住民登録している者 2 有害鳥獣による農作物等の被害の減少に取り組む農業者等 3 銃猟免許を取得した者で、群馬県公安委員会の発行する銃所持許可証（用途：狩猟用）の交付を受け、管轄警察署で猟銃・空気銃の確認を受けてから1年以内の者	銃猟免許取得及び猟銃所持許可取得に係る受験料等の一部を補助 上限8万円/1人	400	400	195

4 産業振興（産業振興・農林業）

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
40102	農政課	ワカサギ増殖事業	ワカサギ増殖のための増殖経費等に係る補助を行い、本市水産業の発展、湖の環境保全及び赤城山観光の振興に寄与する。	赤城大沼漁業共同組合	対象経費の10分の3以内 上限額40万円	400	400	400
40103	農村整備課	大区画ほ場整備事業補助金	農業生産性を向上させ、農業経営の効率化を促すため、ほ場区画を大規模化する費用を補助するもの	認定農業者、農地所有適格法人、集落営農組織、機械化組合で、本市内で2ha以上の耕作を行っている者	【自力施工の場合】 整地工（1haあたり） 208,130円 畦畔工（除去）（1mあたり） 715円 取水工（新設）（1箇所あたり） 5,735円 水尻工（新設）（1箇所あたり） 7,356円 機械賃借料 実費 【委託の場合】 施工委託料 実費 測量委託料 実費	220	232	162
40104	農村整備課	中山間地域等直接支払交付金	農業生産条件の不利な中山間地域等において、農業生産活動を継続しながら耕作放棄地の発生を防止し、農業の有する多面的機能を確保するため、国が定める中山間地域等直接支払交付金実施要領に基づき交付金を交付する。	群馬県が指定した中山間地域等直接支払交付金特任基準対象地域内の農業者で協定に基づき認定されたもの	前橋市中山間地域等直接支払交付金要項別表1に定める金額 田・急傾斜として21円/㎡	5,548	5,551	5,548
40105	農村整備課	多面的機能支払交付金	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進する。また、これにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農地への農地集積を後押しする。	【農地維持支払交付金】 1 農業者のみで構成される活動組織、広域活動組織 2 農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織、広域活動組織 【共同活動】 農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織、広域活動組織 【施設の長寿命化、組織の広域化・体制強化】 農地維持支払交付金と同様	事業対象区域内の農振農用地面積（対象農用地面積）を基に、前橋市多面的機能支払交付金交付要項の別表に掲げるところにより算出した額 ただし、群馬県から前橋市に対する交付決定額に応じた金額とする。	163,707	163,118	141,052
40106	農村整備課	多面的機能支払交付金 市単独補助金（新規設立等に対する支援）	多面的機能支払交付金について、活動組織の新規設立又は拡充を図る組織を支援することにより、取り組み率の向上を図る。	多面的機能支払交付金において新規設立又は拡充した組織	新規設立又は拡充した組織1件につき10万円	200	—	—
40107	農村整備課	多面的機能支払交付金 市単独補助金（激変緩和に対する支援）	多面的機能支払交付金について、対象農用地の減少に伴う交付金の大幅な減額を緩和する。	対象農用地の減少に伴う交付金の減額が前年度比▲30%以上かつ▲50万円以上減少する組織	対象経費について上限10万円	100	—	—

4 産業振興（産業振興・農林業）

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
40108	農村整備課	森林整備担い手対策事業補助金	本市の林業従事者の福利厚生の実を図り、担い手の確保・育成を推進する。	林業従事者を雇用する市内の林業事業体及び市内在住の者を雇用する市外の林業事業体で、基準額以上の掛金を負担する事業体	群馬県森林整備担い手対策事業補助金交付要綱別表Ⅰで定める県から交付決定を受けた事業 県補助：対象基準額の10分の3以内 市補助：県補助金×2×10分の1以上 1.退職金共済掛金助成事業 ①林業退職金共済 従業員1人当たりの掛金年支払総額 基準額(上限額) 95,880円 ②中小企業退職金共済 基準額(上限額) 144千円 2.年金掛金助成制度事業 従業員一人当たりの掛金年支払総額 基準額(上限額) 263千円	1,640	1,738	1,376
40109	農村整備課	松くい虫被害森林樹種転換補助金（事業費の内県補助を除く費用）	森林病害虫等防除法に定める松くい虫による被害が発生している松林において、松以外（抗性マツを含む。）の樹種に転換することで、森林整備の推進及び森林機能の回復を図る。	①森林組合 ②森林所有者 ③生産森林組合	群馬県民有林造林事業補助金対象事業費のうち県補助金(10分の7以内)を除いた補助残(10分の3以内)	3,457	4,425	2,237
40110	農村整備課	ぐんま緑の県民基金事業補助金	荒廃が進む森林を健全な状態に回復させ、公益的機能を持続的に発揮し、資源の循環利用を進めるなど、森林環境の適切な整備又は保全のために活動する者に対し、補助金を交付することにより、市内の貴重な森林を次の世代に継承する。	市内の森林環境の保全のために活動しているNPO、ボランティア団体、自治会等	1 荒廃した里山・平地林の整備（管理） ○県補助額 補助上限 11万円/ha ○市補助額 (1) 1ha以下の場合 8万円/ha (8万円を上限とします。) (2) 1haを超える場合 5万円/ha (20万円を上限とします。) 2 貴重な自然環境の保護・保全（活動支援） 初年度1事業あたり50万円を上限、2年目以降1事業あたり25万円を上限 3 森林環境教育・啓発活動 1団体当たり30万円を上限	2,602	2,777	2,657
40111	農村整備課	間伐材搬出支援事業補助金	本市の森林整備により発生する木材の利用を促進し、持続的な森林資源の循環を図るため、木材の搬出経費の一部を補助することで林業経営者の費用負担を軽減し、林業経営の安定化と健全な森林を育成する。	1 前橋市内に在住、又は事業所若しくは営業所を有する次に掲げる者 ①対象森林の所有者 ② 森林組合 ③ 林業労働力確保の促進に関する法律に基づき、知事の認定を受けた林業事業体【林業県ぐんまを支える認定事業体】 ④森林経営管理法第36条第2項の規定に基づき群馬県が公表した民間団体【群馬県経営管理実施権設定希望事業者（意欲と能力のある林業経営者）】	前橋市内で国及び群馬県等の補助事業の対象となる森林整備（間伐、皆伐等）事業又は森林法等に基づく森林経営計画等の認可を得た事業を実施し、その事業により伐採した木材を出荷、販売のために搬出する運搬経費 搬出経費として1,300円/㎡ 上限額 150万円/事業体	9,000	9,000	-

4 産業振興（産業振興・農林業）

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
40112	農村整備課	竹木粉碎機利用費補助金	市民共有の財産である豊かな里山・平地林を適切に整備・保全していくため、伐採（伐竹）及び剪定された枝や竹を粉碎する竹木粉碎機のレンタルに要する経費の一部を予算の範囲内で助成する。	次のいずれにも該当する個人に対し交付。ただし、業として樹木の伐採・剪定などを行うものは個人であつても対象外。 前橋市に住所を有し、実施個所の土地を所有する者	対象経費の3分の2以内 補助上限12万円 ただし、8万円/日まで、貸出期間は2日間まで	1,200	1,200	976
40113	農村整備課	林業担い手対策事業補助金	本市の林業に従事する担い手に対し、労働安全衛生の推進、技術・技能の向上を図るため、必要な物品購入や講習会の受講に要する経費の一部を補助することにより、森林の適切な維持管理を行う人材の育成・確保を図る。	前橋市内に在住、又は事業所若しくは営業所を有し、主伐・間伐などの素材生産や植え付け、下刈りなどの造林・保育事業の実績がある次に掲げる者 （1）森林組合 （2）森林法第11条第5項の規定による森林経営計画の認定を受けた者 （3）森林経営管理法第36条第項の規定に基づき群馬県が公表した民間団体 【群馬県経営管理実施権設定希望事業者（意欲と能力のある林業経営者）】 （4）林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の認定を受けた林業事業体【林業県ぐんまを支える認定事業体】	対象経費の2分の1以内 1 林業労働災害防止対策事業 ①安全装備品購入支援 1事業体あたり上限額30万円/年間 ②労働安全衛生講習受講支援 1事業体あたり上限額15万円/年間 2 林業機械化対策事業 ①作業機械等購入支援 1事業体あたり上限額15万円/年間 ②高性能林業機械等(アタッチメント)購入支援 上限額150万円/事業体 ※1事業体あたり年間1台まで ③スマート林業推進支援 上限額 100万円/事業体 ④森林調査用ドローン購入 上限額 100万円/事業体 ※1事業体あたり2回/年度を上限	13,250	16,150	1,490
40114	農村整備課	前橋市小規模森林整備事業補助金	森林の持つ多面的機能を持続的に発揮していくため、造林補助事業等の事業要件に該当しない小規模な森林や市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山で、森林所有者等による間伐、下草刈りなどの森林整備を実施することにより、健全で活力ある森林を造成するとともに持続的な森林経営を実現する。	1 森林所有者、森林所有者から委託を受けた管理者 2 前橋市内に在住、又は事業所若しくは営業所を有する次に掲げる者とします。 （1）該当森林の所有者 （2）森林組合 （3）林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき、知事の認定を受けた林業事業体【林業県ぐんまを支える認定事業体】 （4）森林経営管理法第36条第項の規定に基づき群馬県が公表した民間団体【群馬県経営管理実施権設定希望事業者（意欲と能力のある林業経営者）】	対象経費の4分の3以内 1. 樹木の伐採 ①間伐 上限額577,500円/ha ②危険木伐採 上限額 75千円/本 2. 下刈り保育 ①下刈り 上限額56万円/ha ②緩衝帯設置 上限額6万円/ha	14,450	-	-
40115	農村整備課	木育活動支援事業補助金	県・市産木材の利用を促進するとともに、森林づくりや木材の利用にかかわる人づくりを推進するため、木に触れて温もりや良さを感じてもらふ木育活動を推進することで森林・木材・林業の普及、啓発を行う。	市内で木育インストラクター等の講師とともに木育活動に取り組む保育園、幼稚園、こども園、小・中学校、社会福祉法人、学校法人、NPO法人、自治会・町内会等の地域組織、営利を目的としない木育活動に取り組む民間事業者	「ぐんま木育推進事業」補助金交付要綱に基づき、知事あて補助金交付申請手続きを行い、当該補助金の交付決定指令書が交付された事業 ぐんま木育推進事業補助金額（定額5万円）を超えた事業費とし、対象事業費から県補助金の5万円を差引いた額で、上限を5万円	500	-	-

4 産業振興（産業振興・農林業）

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
40116	農業委員会事務局	前橋市新規参入者定着支援事業補助金	本市に転入し、新たに農業に参入する個人（新規就農者）に対して、地域農業との繋がりを推進し、就農の円滑化を図るため、市内の空き農家住宅等を借りる場合の家賃補助を行う。	本市に転入し、本市で就農する60歳以下の個人	月額2万円を上限とし、月額家賃の2分の1の額のいずれか低い額	120	240	291
40117	農業委員会事務局	前橋市農業研修者助成金	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農準備等を支援する資金を助成する。	県ファームトレーニング事業の研修を受けている等の要件を満たす個人	月5万円×12か月（最長）	600	－	－
40118	農業委員会事務局	農業インターンシップ事業補助金	就農後のミスマッチや離農を防ぐため、就農希望者と農業法人等とのマッチングを行ったうえで、1か月間の体験就農を実施し、期間中の給与相当分を補助する。	農業法人等（45歳以下の就農希望者受入）	1回 1か月12万円	600	－	－

5 シティプロモーション（観光振興・文化・スポーツ・移住定住促進・魅力づくり）

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
50001	広報ブランド戦略課	前橋・赤城スローシティ推進事業補助金	スローシティ前橋・赤城地域づくりの推進を目的とし、民間事業者・団体等から当該目的の達成に寄与する取り組みや事業を募集し、補助をする。	民間主体の団体（行政自治区、法人格を持たない任意団体、会社法人、組合を含む）	補助率2分の1 ⑤を含め、3つ以上に該当の場合支援。なお、4つ以上該当の場合は、事業費の4分の3を補助。 ① 自然環境保護事業 ② 環境に優しい移動手段へ転換する事業 ③ 地域の誇りの醸成につながる事業 ④ 子ども達の地域への愛着を高める事業 ⑤ スローシティの普及に寄与する事業 ※補助実績のある団体は、補助対象経費総額の5%減額した金額から補助率を乗じ、補助。その金額が200万円以上の場合、前回の交付決定額から5%減額した金額を補助。	7,000	8,000	6,278
50002	広報ブランド戦略課	移住支援金	東京圏から市内への移住者に移住支援金を交付することにより、移住に係る一時的な経済負担の軽減を図り、もって東京圏から市内への移住の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保する。	東京圏からの移住者の中で、交付要項を満たす方	・2人以上の世帯の場合 100万円 ・単身の場合 60万円 なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者1人につき100万円を加算する。	103,000	89,800	77,000
50003	大胡支所	大胡祇園まつり実行委員会補助金	大胡地区において、歴史と伝統のある大胡祇園まつりの開催を支援し、地区住民の交流及び市内外からの誘客により、大胡地区の商店街等の活性化及び地域文化の振興を図り、もって地域の発展、市勢の反映に寄与する。	大胡祇園まつり実行委員会	補助対象事業費の10/10以内 補助上限額210万円（R7）	2,100	1,860	1,860
50004	宮城支所	前橋市宮城地区参道松並木を守る事業補助金	参道松並木及びつつじ群は、宮城地区のシンボルとしての景観をもち、観光資源としての価値も非常に高く、この郷土環境資源の保全活動を補助することにより、地域の郷土意識を高め、特色ある地域づくりを推進する。	参道松並木を守る会	補助金の額は、100万円を限度額とし、原則として補助対象経費の5分の4を超えないものとする。 補助対象経費は、他の特定財源がある場合は、その額を除く。	1,000	1,000	800
50005	宮城支所	宮城地区納涼祭運営補助金	宮城地区納涼祭の運営に係る経費の一部を補助することにより、納涼祭を地域総参加のまつりとして盛大に開催し、宮城地区における地域振興を推進する。	宮城地区納涼祭実行委員会	交付金額は、上記の交付対象となる経費のうち、宮城支所長の承認を受けた範囲内の額（上限額200万円）	2,000	2,000	1,750
50006	宮城支所	粟の献穀事業補助金	宮城地区で昭和25年から続く、粟の皇居への献穀のための粟の生育及び粟の献穀抜穂祭の実施を補助することで、市民に広く周知し、この伝統を後世に継承することを目的する。	宮城地区粟の献穀実行委員会	補助金の額は、10万円以内とし、原則として補助対象経費の5分の4を超えないものとする。 補助対象経費は、他の特定財源がある場合は、その額を除く。 補助金の額は、千円未満を切捨て。	100	100	100
50007	宮城支所	みやぎ花いっぱい交流会事業補助金	宮城地区の特性を活かした地域づくり及び花と緑の景観づくりを地域住民相互の交流を通じて行うことで、地域の発展への寄与を目的とした事業に対して補助することにより、宮城地区の地域振興と地域活性化を図る。	みやぎ花いっぱい交流会	交付金額は、上記の交付の対象となる経費のうち、宮城支所長の承認を受けた範囲内の額（上限額110万円）	1,100	1,100	1,100
50008	粕川支所	粕川元気まつり実行委員会補助金	市民相互の交流と活力ある地域づくりの促進に寄与することを目的とした粕川元気まつりを支援する。	粕川元気まつり実行委員会	粕川元気まつり運営事業経費額。ただし予算額を限度額とする。	3,900	3,900	3,750

5 シティプロモーション（観光振興・文化・スポーツ・移住定住促進・魅力づくり）

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
50009	文化国際課	前橋市文化協会補助金	前橋市文化協会の円滑な運営に対する補助により、本市の芸術文化振興を図る。	前橋市文化協会	前橋市文化協会事務局から提出される当該年度の人件費及び事務局運営費相当額。ただし予算額を限度とする。	11,500	9,860	10,398
50010	文化国際課	国際交流協会補助金	市民の国際的視野を広げ、諸外国都市の市民及び在住外国人の教育・文化・経済等の交流活動の推進をサポートする。	前橋市国際交流協会	協会から提出されている予算書による。ただし、予算額を限度とする。	14,373	13,195	12,363
50011	スポーツ課	前橋市スポーツ競技大会等運営補助金	スポーツの普及振興及び競技力の向上並びに競技人口の拡大等に寄与することを目的とし、本市で開催される各種スポーツ競技大会に対し、大会運営経費の一部を補助する。	各種スポーツ競技団体・スポーツ事業実施組織	市長杯軟式野球大会：45千円以内 実業軟式野球大会前橋市予選：45千円以内 壮年・熟年軟式野球大会前橋市予選：45千円以内 ソフトテニス大会：45千円以内 卓球選手権大会：45千円以内 春季レディースバレーボール大会：45千円以内 少年学童軟式野球大会前橋市予選：45千円以内 少年剣道大会：45千円以内 秋季ジュニアバレーボール選手権大会：45千円以内 少年少女ミニバスケットボール大会：45千円以内 ソフトバレーボール大会：45千円以内 小中学生バドミントン大会：45千円以内 市内駅伝競走大会：45千円以内	585	585	585
50012	スポーツ課	大規模スポーツ大会等運営補助金	スポーツの普及振興、競技力の向上及び競技人口の拡大等に寄与及び参加者の健康増進を目的とし、本市で開催される大規模スポーツ大会に対し、大会運営経費等の一部を補助する。	スポーツ行事実施組織	各種赤城南麓スポーツ交流会大会 18万円以内 あかぎ大沼・白樺マラソン大会 800万円以内 前橋市民軽スポーツフェスティバル 33万円以内	10,510	4,710	5,195
50013	スポーツ課	一般財団法人前橋市スポーツ協会運営補助金	スポーツの普及振興、競技力の向上並びに競技人口の拡大等に寄与することを目的とし、本市のスポーツ競技団体、地域体育団体を統轄している前橋市スポーツ協会に対し、事業運営経費の一部を補助する。	一般財団法人前橋市スポーツ協会	懇親会費を除く事業実施経費額 ただし予算額を限度額とする。	40,000	38,000	36,910

5 シティプロモーション（観光振興・文化・スポーツ・移住定住促進・魅力づくり）

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
50014	スポーツ課	地域スポーツクラブ活動補助金	本市中学生を受入れ、スポーツ活動を行う団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）がクラブ活動を推進しやすい体制を整備するとともに、保護者の経済的な負担を軽減し、中学生が継続的にスポーツに親しめる環境を整えることを目的として地域スポーツクラブに対して補助金を交付する。	地域スポーツクラブ （地域スポーツクラブとは、市内に所在する統合型スポーツクラブ、単位スポーツ少年団、前橋市スポーツ協会の構成団体、地域スポーツクラブ等であって、営利を目的としない団体かつ、以下条件をすべて満たす団体。 （１）市内中学生が月１回（２時間）以上、土日祝の日中に参加できること。 （２）指導者を含めた成人、複数名で構成され、令和８年度以降も市内中学生の受入れを計画していること。 （３）前橋市まちづくり公社が設立した「まえばしスポーツクラブ」の団体登録を行っていること。 （４）参加者の一部負担があること。 （月謝、参加費、スポーツ保険代など） （５）本市や他の団体から財政的支援を受けていないこと。）	参加生徒数（市内中学生）・年間延べ240人未満の場合：3万円以内 参加生徒数（市内中学生）・年間延べ240人以上の場合：5万円以内	500	－	－
50015	観光政策課	赤城山除雪・清掃事業補助金	赤城山への観光客誘導、安全の確保を目的に実施する次の事業を支援 （１）前橋市富士見町赤城山の県道以外の赤城山第同地区の道路、駐車場等の除雪事業 （２）自然環境の保全および赤城山の魅力向上を目的に4月から11月に毎週実施する県立赤城公園内（大沼周辺）の班別清掃作業	赤城山大洞除雪組合	（１）除雪事業：オペレーター賃金（１時間当たり時給2千円以下とする）、燃料費、車両維持管理費（車検諸費用、車検整備費、保険代、自動車税、修繕料）、車両リース料、除雪に係る消耗品費 （２）清掃事業：班別清掃作業費（清掃に係る消耗品、作業手当〈1年度当たり1会員1万円以下〉、車両借上料	1,270	1,270	340
50016	観光政策課	前橋初市まつり事業補助金	前橋初市まつりは、江戸時代から400年超続く歴史のある前橋市の三大まつりの一つである。この伝統あるまつりを盛大に行うことで市街地や地元業者の活性化を図り市民に余暇を提供すること、また、新春の風物詩として伝承し市勢の繁栄に寄与する。	前橋初市まつり実施委員会	会議費、警備費、需要費、設備費、労務費、備品費、保険料、事務印刷費、広告宣伝費、負担金、その他交付目的と照らし合わせて適当と認められる経費	3,300	3,300	3,000
50017	観光政策課	前橋花火大会事業補助金	前橋花火大会事業に対して補助することにより、市内外に国際観光都市まえばしを印象づけ、市政の振興とイメージアップ、市民相互の連帯を育み、すばらしい前橋づくりと市民生活の向上を図り、もって本市の経済の発展、市勢の繁栄に寄与する。	前橋花火大会実施委員会	打上げ花火関係費、宣伝費、会議費、警備交通対策費、イベント関係費、機材席設置費、環境整備費、工事費、事務費、消耗品費、その他交付目的と照らし合わせて適当と認められる経費	10,000	11,000	9,380
50018	観光政策課	前橋七夕まつり事業補助金	前橋七夕まつりは、昭和26年から続く歴史と北関東一の規模を誇り、前橋市の三大まつりの一つである。この伝統あるまつりを行うことで市民に余暇を提供し市街地や商店街の活性化を図ること、また、夏の風物詩として伝承し市勢の繁栄に寄与する。	前橋七夕まつり実施委員会	・七夕まつり費（コンクール関係費用、助成金、本部費、会議費、絵画展費、竹飾り費、保険料、通信費）・宣伝費・警備費・交通対策費 ・放送設備費 その他交付目的と照らし合わせて適当と認められる経費	11,700	11,000	8,800
50019	観光政策課	前橋まつり事業補助金	市民総参加のまつりに相応しい各種行事を実施することで、市民相互の連帯と隣人愛を育み、すばらしい前橋づくりと市民生活の向上を通じて、地域経済の活性化に寄与する。	前橋まつり実施委員	祇園まつり費、広場行事費、宣伝費、警備交通対策費、本部経費、その他市長が必要と認める経費	29,500	28,000	28,000

5 シティプロモーション（観光振興・文化・スポーツ・移住定住促進・魅力づくり）

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
50020	観光政策課	（公財）前橋観光コンベンション協会 運営費補助金	コンベンションの誘致及び開催支援並びに観光客の誘致を行うことにより、前橋市及びその周辺地域におけるコンベンション及び観光の振興を図り、国際相互理解の増進、地域経済の活性化及び文化の向上に資する。	（公財）前橋観光コンベンション協会	○コンベンション事業 誘致支援事業、広報宣伝事業、企画調査事業、人材育成啓発事業 ○広報宣伝事業 フィルムコミッション事業、新たな観光資源開発のための旅行事業、観光展・キャンペーンの実施・参加、マスコミ説明会・観光キャラバン実施、観光資源の広報宣伝、旅行者等の招請、視察受入、他団体と連携した広域観光の推進、観光案内所の運営 ○観光振興事業 まつり行事、イベント等の実施・助成、補助金の交付、観光振興のための二次交通支援、環境整備 ○法人管理	152,774	138,364	134,281
50021	観光政策課	赤城山ツーリズム支援事業補助金	前橋・赤城エリアを核とした本市の観光に関わるデータ活用基盤の整備、各種プロモーション、ブランド推進体制の構築、自転車を活用した観光振興策等を行うことにより、データドリブン経営構築、前橋・赤城観光ブランド構築及びサイクルツーリズムの推進を図り、前橋・赤城エリアでの観光振興に資する。	（公財）前橋観光コンベンション協会	データドリブン体制構築事業費・前橋赤城観光ブランド構築、推進事業費・サイクルツーリズム推進事業費	28,742	27,942	27,472
50022	観光政策課	赤城山観光連盟事業補助金	前橋市の観光を代表する、赤城山大洞地区の魅力向上及び観光産業の発展のため、同地区の観光事業者が行う魅力の増進、おもてなしや誘客に向けた取組みについて支援し、誘客増加を目指す。	赤城山観光連盟	①白樺牧場及び赤城山総合観光案内所周辺のレンゲツツジ開花期間中の交通渋滞緩和のため交通誘導員配置経費（補助率2分の1） ②モミジの植樹に伴う苗木購入、植樹管理の経費（補助額上限：200,800円） ③湖面の適正な管理、監視、安全利用のために必要な物品等の消耗品費、備品購入費、委託費、印刷製本費（補助率3分の2） ④赤城山景観ガイドラインに基づいた、赤城山頂での観光案内を目的とする看板の撤去、設置、修繕（補助率2分の1）	643	643	159
50023	観光政策課	前橋市物産振興協会事業補助金	一般社団法人前橋市物産振興協会に対して補助することにより、前橋市域の物産を広く宣伝、販売促進することはもとより、本市のイメージを向上させ、市内外から誘客を図り、もって地域経済の活性化、市勢の繁栄に寄与する。	一般社団法人前橋市物産振興協会	（一般事業） 人件費、委託料、旅費、需用費、展示室整備費、会議費、宣伝費、物産展テント設置料、開発費、研修費、その他前橋市物産振興協会運営に係る経費 （常設会計事業） 人件費、旅費、需用費、修繕費、宣伝費、装飾費、光熱水料費、その他物産館運営に係る経費	4,300	4,300	4,300

5 シティプロモーション（観光振興・文化・スポーツ・移住定住促進・魅力づくり）

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
50024	産業政策課	地方就職学生支援金	東京圏から市内へ移住するに当たり、群馬県内企業等への就職活動等に係る経費に対して支援金を交付することにより、卒業時のU1Jターン就職の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保する。	下記のほか要項で定める全ての要件を満たす転入者（令和7年度中改定予定） ・大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに在学し、同年度において東京圏内に継続して在住していること。 ・群馬県内に所在する企業に内定していること。 ・勤務地が群馬県内に所在し、本市から通勤可能な地域への勤務地限定型社員としての採用であること。	採用選考に要した交通費 上限6千円 （令和7年度中改定予定）	360	360	-
50025	にぎわい商業課	学生向けまちなか若者居住促進事業	中心市街地における学生等の居住費用の一部を補助することにより、若年層のまちなか居住を促進し、新たなまちづくりの担い手の育成と活力ある中心市街地の形成を図る。	前橋市アーバンデザイン策定区域内の指定シェアハウスに居住する学生	月額7千円または月額家賃の3分の1の額のいずれか少ない額	1,008	1,008	817
50026	都市計画課	歴史的建造物改修費補助事業	歴史的風致を構成する歴史的建造物の改修には多大な費用を要することから、改修のための費用を補助し、建造物の保全を図ることで、本市の歴史的風致の維持及び向上を図る。	歴史的建造物又は歴史的風致形成建造物のうち、養蚕農家の所有者等	工事費等の3分の2以内、上限300万円 ※歴史的風致形成建造物の改修を行う場合は上限500万円	10,000	10,000	7,533
50027	公園管理事務所	前橋市ばら園まつり実行委員会補助金	敷島公園ばら園でバラの開花時期にイベントを行い、市の花『バラ』と「ばら園」の魅力を県内外に広くアピールする。	ばら園まつり実行委員会	イベント必要経費	1,400	2,400	2,400
50028	市街地整備課	住宅地区改良事業等補助金	アーバンデザイン策定区域内かつ広瀬川の近傍において、空き建築物の除却工事に係る費用を一部支援することで、その後の土地を活用した、地域活性化や賑わいの創出に資する取組みの促進を図る。	前橋市アーバンデザインについて内容を理解しており、事業を施行する建築物及び敷地について、所有権を有する者	交付金額は、一件あたり、 ア 空き建築物の延床面積（㎡）に国の定める標準除却単価（46千円/㎡）を乗じた額の10分の8 イ 空き建築物の除却工事費の10分の8 のいずれか低額を上限	19,900	19,044	-
50029	市街地整備課	UD改修支援補助金	アーバンデザイン策定区域内において、市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、遊休化した空きビル等（既存ストック）を有効活用する住宅転用促進事業及び建築物、敷地を「アーバンデザイン・ガイドライン」を指針とし改修する事業に係る費用を一部支援することで、市街地環境の整備改善や良好な市街地住宅の供給、屋内外のつながり促進や地上階の賑わい創出する。	前橋市アーバンデザインについて内容を理解しており、事業を施行する建築物及び敷地について、所有権等を有する者の同意を得て事業を施行する者	【住宅転用促進事業】 1住戸あたり世帯用にあっては100万円、単身用及びシェアハウス用にあっては50万円で算出した額とし、当該工事費の2分の1を超えない範囲の額。ただし、予算額を上限額とする。 【アーバンデザイン・ガイドライン改修事業】 1事業者当たりの交付金額は、改修事業費及び環境整備費の2分の1の額かつ上限100万円。予算額の範囲で支給する。	250	1,500	1,265
50030	市街地整備課	市街地再開発事業補助金	市街地再開発事業を促進するため、都市再開発法に基づいて、第一種市街地再開発事業を施行する者に対し、補助金を交付することにより、市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用及び緑地、広場等の公共施設の整備並びに都市機能の更新を図り、もって公共の福祉に寄与する。	市街地再開発組合、個人施行者及び施行地区となるべき区域の宅地について所有権又は借地権を有する者の3分の2以上が参加している市街地再開発事業準備組織等	補助対象経費（調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費）の3分の2以内	579,660	539,260	1,188,606

5 シティプロモーション（観光振興・文化・スポーツ・移住定住促進・魅力づくり）

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
50031	市街地整備課	優良建築物等整備事業補助金	市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う事業者に対して必要な助成を行い、もって公共の福祉に寄与する。	前橋市優良建築物等整備事業を施行する敷地について、所有権又は建物の所有を目的とする地上権及び賃借権並びに使用賃借による権利を有する者の同意を得て、前橋市優良建築物等整備事業を施行する者	補助対象経費（調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費）の3分の2以内	17,500	582,080	36,240
50032	公営事業課	日本競輪選手会群馬支部訓練事業補助金【競輪特別会計】	日本競輪選手会群馬支部に所属する選手の技術力向上を図るために行う訓練事業を支援することにより、前橋競輪の発展を図る。	一般社団法人日本競輪選手会群馬支部	170万円以内の額	1,700	1,700	1,700

6 都市基盤（都市基盤・災害対応・防犯・交通・環境・消防）

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
60001	防災危機管理課	自主防災会防災訓練経費補助金	自主防災組織及び地区自治会連合会（以下「自主防災会等」という。）が防災訓練を実施する場合に訓練経費の一部を補助し、自主防災会等の充実強化を図り、安全で安心して暮らせる防災まちづくりに寄与する。	市内の自主防災会等 （1）自治会単位で設置した自主防災組織 （2）地区自治会連合会 ※各補助事業者に対して年度内1回まで	補助対象経費の10分の7（上限7万円） ただし、避難行動要支援者に関する訓練を実施した場合、補助対象経費の10分の8（上限8万円）に引上げ ※補助金交付額の百円未満は切捨て	7,000	7,000	5,399
60002	交通政策課	前橋市路線バス敬老割引サービス負担補助金	市内在住の高齢者向けの公共交通割引を提供することにより公共交通利用促進につなげるとともに、利用実績データを取得しさらなる公共交通サービスの検討を図る。	関越交通株式会社、株式会社群馬バス、永井運輸株式会社、群馬中央バス株式会社、日本中央バス株式会社、上信観光バス株式会社	事前登録した70歳以上の前橋市民が前橋市内を経由して運行する路線バスを利用した際に運賃を10%引きで収受する。割引相当額を、事業者に補助する。	750	3,500	－
60003	交通政策課	前橋市路線バス若者割引サービス負担補助金	市内在住の若者向けの公共交通割引を提供することにより公共交通利用促進につなげるとともに、利用実績データを取得しさらなる公共交通サービスの検討を図る。	関越交通株式会社、株式会社群馬バス、永井運輸株式会社、群馬中央バス株式会社、日本中央バス株式会社、上信観光バス株式会社	事前登録した13歳～22歳の前橋市民が前橋市内を経由して運行する路線バスを利用した際に運賃を10%引きで収受する。割引相当額を、事業者に補助する。	750	1,500	－
60004	交通政策課	前橋市バス利用促進割引補助金	デマンド交通の回数券代金の一部を補助することにより、65歳以上の高齢者による利用促進と高齢者福祉の促進を図る。	関越交通株式会社、有限会社赤城タクシー	デマンド交通の回数券の発売額千円につき、200円を補助する。	250	250	278
60005	交通政策課	ユニバーサルデザインタクシー車両導入支援事業補助金	SDGsの理念に基づき、誰もが居場所と役割を持ち活躍できる持続可能な地域社会づくりを実現するため、ユニバーサルデザインタクシー車両の導入を促進する。	前橋地区タクシー協議会に加入しているタクシー事業者又はこの者に車両を貸与する者	ユニバーサルデザインタクシー認定レベルに応じて以下のとおり 認定レベル2級又は1級：1台あたり30万円、認定レベル準1級：1台あたり20万円	300	300	300
60006	交通政策課	前橋市幹線バス運行対策費補助金	市民生活に必要な交通手段の確保を図るとともに、乗合バス運行事業の円滑な運営を支援する。	群馬中央バス株式会社、上信観光バス株式会社	対象経費から対象路線の経常収入の額を控除して得た額（以下、両市補助額という。）を、本市と高崎市との実車走行距離で按分して得た額とする。なお、両市補助額は、国及び県の補助額を加えて得た額を上限とする。ただし、千円未満の端数は、系統ごとに切捨てとする。	12,035	11,920	9,359
60007	交通政策課	前橋市上毛線再生対策費補助金（鉄道軌道整備補助金）	地域住民の移動手段として、運行の継続を図る。	上毛電気鉄道株式会社	上毛電気鉄道株式会社の経営再建計画に基づき実施する固定資産税・都市計画税相当額に対する補助。みなし上下分離方式によりインフラ部分を公が負担する。	17,722	21,799	15,461
60008	交通政策課	鉄道基盤設備維持費補助金	地域住民の輸送期間として安全で安定した運行を確保するために必要な鉄道基盤設備の維持に充当する。	上毛電気鉄道株式会社	上毛電気鉄道の線路及び電路等の鉄道基盤設備の維持に係る事業費を群馬県及び治線市で補助。みなし上下分離方式によりインフラ部分を公が負担する。	44,090	42,672	39,622
60009	交通政策課	乗合バス・乗合タクシー補助金（車両購入費）	乗合バス・乗合タクシー運行事業の円滑な運営を支援することにより、市民の日常生活に必要な交通手段の確保を図る。	関越交通株式会社、永井運輸株式会社、日本中央バス株式会社、有限会社赤城タクシー	路線の運行に係る車両の購入に要する経費（附属部品等含む。事業者固有デザインの塗装を付する以外の車両塗装を含む。車両減価償却費等補助金を受ける場合は複数年にわたり交付が見込まれる総額を控除して得た額とする。）のうち、市長が認めた額とする。	45,000 （R6繰越明許費 15,000を含む）	45,000 （R5繰越明許費 15,000を含む）	18,500

6 都市基盤（都市基盤・災害対応・防犯・交通・環境・消防）

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
60010	交通政策課	輸送対策事業費補助金	地域住民の移動手段として、運行の継続を図る。	上毛電気鉄道株式会社	上毛電気鉄道株式会社の経営再建計画に基づき実施する及び鉄道基盤設備の維持（車両購入等）に要する経費を群馬県及び沿線市で補助。みなし上下分離方式によりインフラ部分を公が負担しているもの。	71,905	71,905	71,815
60011	交通政策課	乗合バス・乗合タクシー補助金（運行費）	乗合バス・乗合タクシー運行事業の円滑な運営を支援することにより、市民の日常生活に必要な交通手段の確保を図る。	関越交通株式会社、永井運輸株式会社、群馬中央バス株式会社、日本中央バス株式会社、有限会社赤城タクシー	指定路線の乗合バスの運行に要した経常費用、適正利潤及び初度設備費の合算額に経常収入が満たない場合は、その満たない額とする。ただし、千円未満の端数は、路線ごとに切捨てとする。 （1）適正利潤は、次により算出した額の合計額とする。 ア 経常収入から広告収入を除く4% イ 運送収益にかかる対前年増加差額の4% ウ 事前に市長に届け出た広告収入にかかる利益（収入から経費を控除して得た額）の20%	430,000	400,000	431,300
60012	共生社会推進課	防犯協会補助金	地域住民の生活に危険を及ぼす犯罪、事故、災害等を未然に防止し、安全で住みよい街づくりを実現するため、防犯協会が防犯活動をする上で必要な経費その他防犯協会の運営に係る経費を補助する。	前橋市防犯協会	防犯活動推進及び啓発事業 事務費及び会議開催費 防犯協会運営費	3,350	3,350	3,200
60013	共生社会推進課	前橋市暴力追放推進協議会補助金	住民が警察と一体となって暴力団のいない、暴力のない、明るく住みよい地域づくりを推進する前橋市暴力追放推進協議会に対し、補助金を交付することにより、社会情勢に即応した効果的な暴力排除活動を推進する。	前橋市暴力追放推進協議会	暴力団排除気運の高揚及び暴力団排除条例広報活動事業 事務費及び会議開催費	140	150	130
60014	共生社会推進課	地域安全活動推進協議会補助金（前橋警察署管内）	生活に危険を及ぼす地域住民に身近な犯罪・事故・災害等を未然に防止する地域安全活動を実践する前橋市域の地域安全活動推進協議会に対し、補助金を交付することにより、安全で住みよいまちづくりの実現に寄与する。	前橋地区地域安全活動推進協議会	地域安全活動の推進、広報啓発事業 事務費及び会議開催費	320	350	400
60015	共生社会推進課	地域安全活動推進協議会補助金（前橋東警察署管内）	生活に危険を及ぼす地域住民に身近な犯罪・事故・災害等を未然に防止する地域安全活動を実践する前橋市域の地域安全活動推進協議会に対し、補助金を交付することにより、安全で住みよいまちづくりの実現に寄与する。	前橋東地区地域安全活動推進協議会	地域安全活動の推進、広報啓発事業 事務費及び会議開催費	320	350	400
60016	共生社会推進課	前橋市防犯灯移設・専用柱撤去補助金	（R7年度より防犯灯移設に加え、専用柱撤去に要する経費の一部を補助） 自治会の負担軽減と防犯灯の適正管理を行い、安全で安心なまちづくりの推進を図る。	市内自治会	防犯灯（灯具）の移設に要する経費の2分の1（百円未満切捨て）上限1万円/灯 専用柱撤去に要する経費（同年度内に防犯灯移設をした専用柱に限る）の2分の1（百円未満切捨て）上限1万円/柱	80	100	30
60017	共生社会推進課	交通安全啓発事業補助金	市民の交通安全意識の向上を図り、交通事故の抑止に向けた交通安全啓発、広報活動等に係わる事業経費の一部を補助する。	前橋交通安全協会、前橋東交通安全協会	消耗品費、印刷製本費、その他交付目的と照らし合わせて適当と認められる経費。ただし予算額を限度額とする。	500	540	540

6 都市基盤（都市基盤・災害対応・防犯・交通・環境・消防）

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
60018	共生社会推進課	詐欺被害等防止機能付き電話機等購入補助金	高齢者の消費者トラブルは、電話勧誘から始まるもの が大変多く、大きな要因の1つになっているため、被害 の未然防止を目的に、しつこい電話勧誘などの悪質商 法や、振り込め詐欺被害の予防・抑止効果が期待でき る、詐欺被害等防止機能がついた電話機等の購入費に 対し補助金を交付する。	次に掲げる要件の全てに該当する個人。また、補助金交付は1世帯につき 電話機等1台までとする。 ・市内に住民登録があり、その住所 地に居住している人 ・仮申請時点で65歳以上の人	電話機等購入費の2分の1に相当する額 （百円未満の端数がある場合は、その端 数を切捨てた額）で、5千円を限度とす る。なお、ポイントやクーポンで支払っ た部分は補助対象外とする（購入費と は、ポイントやクーポンの利用分は除 き、購入時実際に支払った金額とす る）。	500	500	329
60019	共生社会推進課	消費生活啓発員の会交付金	前橋市消費生活啓発員の会の運営及び事業を支援し、 前橋市民の消費者被害を未然に防ぎ、消費生活の向上 を図る。	前橋市消費生活啓発員の会	前橋市消費生活啓発員の会の運営事業費 及び経費。ただし、予算額を限度額とす る。	800	1,000	1,000
60020	環境政策課	家庭用ゼロカーボン推進補助	ゼロカーボンシティの実現に向けて、家庭における新 エネルギー・省エネルギーの普及促進を図る。	市内在住者	①燃料コージェネレーション、太陽光自 家消費促進型自然冷媒ヒートポンプ給湯 器 3万円 ②定置用蓄電池設備 上限5万円（1万円 /kWh） ③V2H 5万円 ※太陽光発電設備 3万円	6,000	6,000	8,036
60021	ごみ政策課	小坂子町地域活性化事業費補助金	安全で潤いのある生活環境づくりと環境と共生した住 みよいまちづくりを推進するため、小坂子町地域活性 化事業に対する経費を補助する。	小坂子町自治会	小坂子町自治会が実施する祭りに係る会 場設営費 上限額：500千円	500	500	－
60022	ごみ政策課	小坂子町公民館等整備費補助金	安全で潤いのある生活環境づくりと環境と共生した住 みよいまちづくりを推進するため、小坂子町公民館及 び地蔵尊会館等の整備に対する経費を補助する。	小坂子町自治会	①小坂子町公民館（各地区の集会所を含 む）整備に係る次の経費 ・調査費、整備費、備品購入費 ②地蔵尊会館整備に係る次の経費 ・調査費、整備費 上限額：2,080万円（①＋②）	20,800	9,500	－
60023	ごみ政策課	ごみ減量化器具購入費助成金	ごみ減量化器具（生ごみ処理機）の購入の一部を助成 することにより家庭内で発生する厨芥類（生ごみ）の減 量とリサイクルを促進する。	本市に住所を有し、生ごみ処理機を 居住している敷地内に設置し、家庭 から出た生ごみを処理するために使 用する方	前期：令和7年6月1日～令和7年9月30日 後期：令和7年10月1日～令和8年2月28日 電動式生ごみ処理機 1万円を限度とし て、購入した金額の2分の1を助成 生ごみ処理機 3千円を限度として、購入 した金額の2分の1を助成	1,000	1,000	872
60024	ごみ収集課	有価物集団回収事業回収業者助成金	市民が自主的に回収した有価物を適正かつ確実に再生 使用又は再生利用する有価物集団回収事業について、 市況の変動にかかわらず円滑に実施する。	再生資源等集団回収登録業者	（11円-実勢価格）×回収量（kg）	27,961	30,000	28,724
60025	ごみ収集課	し尿収集手数料市民負担軽減助成金	市民の負担軽減と衛生的な市民生活の安定を図り、し 尿収集運搬業者となる者の健全な経営を図ることによ り、し尿収集運搬業の円滑な推進を図る。	し尿収集運搬業の許可を受けている 事業者	①補助単価（160円）×補助対象月数（12月） ×補助対象人員数 ②従量制による前年度の年間収集量（ $\frac{kg}{人}$ ）/ 1回の収集量（36 $\frac{kg}{人}$ ）×補助単価（5円）（従 量制による前年度の年間収集量が算出で きない場合は、従量制世帯の人員按分によ り算出する）	9,829	10,093	10,093
60026	にぎわい商業課	商店街街路灯電気料補助金	街路灯の維持管理費を補助することにより、商店街の イメージアップを図り、安心・安全な商店街づくりの 推進を図る。	市内商工会及び街路灯組合	電気料の30%	3,500	4,530	3,253
60027	都市計画課	広瀬川河畔景観形成重点地区景観形成 助成金	広瀬川及び河畔緑地を生かした景観形成を図り、落着 きと魅力ある街並み景観の創出を確保するために、広 瀬川河畔景観形成重点地区内において行う、良好な景 観形成に寄与する整備に要する経費の一部を助成し、 本地区における景観の質の向上を図る。	広瀬川景観形成重点地区景観ルール に基づき良好な景観形成に寄与する 整備を行う者	工事費等の2分の1以内、かつ助成対象経 費事に掲げる助成金の限度額以内	1,000	1,000	1,500

6 都市基盤（都市基盤・災害対応・防犯・交通・環境・消防）

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
60028	都市計画課	景観づくり市民団体活動助成金	本市にふさわしい良好な景観を実現するため、景観づくり市民団体に対して活動助成金を交付し、市民及び事業者等による景観形成の推進を図る。	前橋市都市景観条例第8条第1項に基づき認定された景観づくり市民団体	景観づくり市民団体の活動に要する経費の2分の1以内、上限50万円	1	1	0
60029	建築指導課	耐震診断義務付け対象建築物耐震補強支援事業費補助金	災害時の応急・救急活動において重要となる緊急輸送道路沿いの建築物で、地震災害により倒壊した場合に道路を閉塞する恐れのある一定規模以上の建築物の耐震診断及び耐震補強又は除却工事に要する費用の一部を補助することにより、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを推進する。	耐震診断義務付け対象建築物の所有者	①耐震診断の場合：上限額の範囲内で対象経費の全額 ②耐震補強又は除却設計の場合：上限額の範囲内で対象経費の6分の5 ③耐震補強工事の場合：上限額の範囲内で対象経費の15分の11	158,666	32,878	15,334
60030	建築指導課	耐震シェルター等設置補助金	住宅の寝室等に耐震シェルター等を設置する費用の一部を補助することにより、居住者の生命を守ることができ、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する。	①～③のすべてに該当する者。 ①本市の住民であること。 ②高齢者のみの世帯、または障害者を含む世帯に属する者であること。 ③市税の滞納がないこと。	対象経費の3分の2。ただし、30万円を上限とする。	300	300	0
60031	建築指導課	木造住宅耐震改修費補助金	木造住宅の耐震改修を行う費用の一部を補助することにより、地震に対する建築物の安全性の向上を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する。	①～③のすべてに該当する者。 ①本市の住民であること。 ②木造住宅の所有者であること。 ③市税の滞納がないこと。	対象経費の5分の4。ただし、115万円を上限とする。	6,900	8,000	3,000
60032	建築住宅課	家財購入費補助金交	特別市営住宅住吉第一団地の空き部屋解消及びまちなか居住を促進する。	住吉第一団地への新規入居者	家財購入費に対して8万円を上限として補助する。	400	500	240
60033	建築住宅課	空き家バンク利用促進事業補助金	空き家バンクに登録後、契約成立になった住宅の家財道具等の処分に係る費用を補助することで、前橋市空き家バンクの利用を促進する。	空き家バンクに登録した物件の所有者	家財道具等の処分に係る費用に対して10万円を上限として補助する。	1,000	1,000	49
60034	建築住宅課	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅助成事業補助金	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅助成事業により、高齢者、低所得者等の住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の供給を促進する。	該当する住宅を設置する事業者	事業費の3分の1以内で、200万円を上限として補助する。	1,000	2,000	0
60035	建築住宅課	空き家対策事業補助金	空き家対策事業を行うことにより、空家の適正管理、活用推進を図る。	空き家の解体を行う市民	事業費の3分の1以内で30万円（条件による）を上限として補助する。	49,000	49,000	55,545
60036	建築住宅課	住宅支援事業補助金	立地適正化計画に定められた居住誘導区域内への定住促進と地域経済の活性化を図る。	住宅のリフォームを行う市民	事業費の3分の1以内で、8万円を上限として補助する。	60,000	80,000	43,774
60037	道路建設課	前橋市私道整備事業補助金	不特定多数の住民が利用する私道の整備にかかる経費を補助することにより、私道の整備を促進し、私道を利用する住民の生活環境の改善及び利便性の向上を図る。	私道の土地所有者又は私道を利用している隣接者	実施設計書を基に市が積算する金額と実施設計書を比較し、安価な方を補助基本額として下記の補助率を乗た額 1 公道から公道へ通り抜けできる道路 （1）前橋市に寄付しない場合 80％ （2）前橋市に寄付する場合 40％ 2 袋路状道路 （1）前橋市に寄付しない場合 70％ （2）前橋市に寄付する場合 35％	1	1	2,541
60038	道路管理課	前橋市ラブリバー活動に係る運営補助金	ボランティア活動として草刈りや清掃を行う団体に対し補助を行うことで、河川の良好な維持と潤いのある水辺空間づくりを促進する。	特定非営利活動法人 桃ノ木川を愛する会	補助対象経費のうち上限額51万円	510	510	835
60039	道路管理課	準用河川桃ノ木川維持管理活動に係る運営補助金	ボランティア活動として草刈りや清掃を行う団体に対し補助を行うことで、河川の良好な維持と潤いのある水辺空間づくりを促進する。	桃ノ木川を守る会	補助対象経費のうち上限額2万円	20	20	20

6 都市基盤（都市基盤・災害対応・防犯・交通・環境・消防）

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
60040	公園緑地課	保存樹等指定奨励事業	都市の美観、風致を維持するために保存する必要があると認められる樹木又は樹林（生垣を含む）のうち、市規則で定める基準に該当するものを「保存樹木等」として指定し、その保存について援助する。	市の指定を受けた「保存樹木等」の所有者	（１）緑化街区の植栽等 植栽に要する費用の2分の1以内 （２）保存樹 1本又は1株につき年額3千円以内 （３）保存樹林 100㎡につき年額千円以内（生垣の片側の面積1㎡につき年額70円以内）	895	916	904
60041	公園緑地課	前橋市まちを緑にする会運営補助金	前橋市まちを緑にする会は、全市民を会員とした市民組織として発足した団体であり、花と緑の啓蒙・啓発運動を中心に活動している。会の活動は、行政目的に則した市民団体との共同活動であることから補助を行う。	前橋市まちを緑にする会	補助金対象経費のうち上限額5,346千円	5,346	5,346	3,901
60042	公園管理事務所	交付金（公開緑地及び富士見ふれあい公園助成金）	都市計画区域内において遊休となっている私的空間地の有効利用を図る。	土地所有者（個人）	公開緑地制度に基づき整備・設置された都市公園における土地賃貸借契約による固定資産税等の相当額	1,300	1,300	1,518
60043	公園管理事務所	前橋市公園緑地愛護会連合会補助金	前橋市が設置した都市公園等の維持管理を行う前橋市公園緑地愛護会連合会の活動を支援する。	前橋市公園緑地愛護会連合会	愛護会の活動支援費	1,500	1,500	1,500
60044	下水道整備課	合併処理浄化槽設置費補助金	単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進し、公共用水域の水質汚濁を防止する。	公共下水道等の整備予定のない区域で、単独処理浄化槽等を撤去等して、自己が居住するための住宅に合併処理浄化槽を設置する個人	《建替・増築》5人槽：15万円、7人槽：17万円、10人槽：20万円 《転換》5人槽：62万円、7人槽：66万円、10人槽：75万円を限度として補助	26,660	30,290	21,240
60045	消防局総務課	消防団運営交付金	本市の消防団活動の遂行に必要な経費を補助する。	前橋市消防団	団員運営費（年間 6千円/人） 団本部運営費（年間12万円/人） 方面団運営費（年間14千円/部） 分団運営費（年間3万円/部） 車両維持管理費（年間36千円/台） 詰所維持管理費（年間84千円/箇所） 器具置場維持管理費（年間18千円/箇所）	17,830	18,289	17,946
60046	消防局予防課	前橋市幼年少女女性防火クラブ運営補助金	幼年、少年、女性防火クラブの運営指導について研究し、助言し、クラブの健全な育成発展を通じて火災のない安全安心なまちづくりに寄与する推進委員会の運営を支援する。	前橋市幼年少女女性防火クラブ推進委員会	推進委員会の事業費及び経費 ただし、予算額を限度額とする。	800	750	700

6 都市基盤（都市基盤・災害対応・防犯・交通・環境・消防）

No.	担当所属	補助金等名称	目的等	交付先	算定基準（概要）	R7当初予算額（千円）	R6当初予算額（千円）	R5決算額（千円）
60047	水道整備課	鉛製給水管取替工事助成金 【水道事業会計】	鉛製給水管取替工事に対する費用の一部を助成することにより、鉛製給水管更新を促進し、漏水防止と水質保全に資する。	①～③のすべてに該当する者 ①本市の給水区域内に給水装置を有するもので、当該給水装置の改造を行うもの。 ②申請日において水道料金を滞納していないもの。 ③暴力団排除に関する要件を満たすもの。	①鉛管助成対象工事費の2分の1に相当する額（千円未満切捨て）で、1件につき15万円を上限とする。 ②水道事業会計予算に予算計上された範囲内の額とする。	7,500	5,000	5,542
60048	下水道整備課	公共下水道接続促進補助金 【下水道事業会計】	公共下水道区域内で既存のくみ取り便所または浄化槽を廃止し公共下水道に接続する工事に対して支援を行い、公共用水域の水質汚濁防止に寄与する。	次の全てを満たす個人 ①世帯全員の市民税が非課税 ②市税、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、公共下水道事業分担金を滞納していない ③本市に住所があり、実際に居住している住宅の接続工事 ④供用開始告示後3年以内の工事	供用開始後3年以内の接続工事に対し工事費の一部を補助 供用開始告示後3年以内は3万円、1年以内は5万円	290	370	50